

かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねん じ ほう こく
年 次 報 告

ねん ど
＜2011年度＞

かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
川崎市外国人市民代表者会議

ねん がつ
2012年3月

かわさきしちょう あ べ たかお さま
川崎市長 阿部 孝夫 様

かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議

い いん ちよう お ぼ ん ご で け
委員長 オパンゴ デケ

ふく い いん ちよう おう たいら
副委員長 王 平

ねん どうかわさきし がいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ほうこく
2011年度川崎市外国人市民代表者会議の報告

だい き かわさきし がいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん じめ ねん がつ にち ねん がつ にち かい よう か
第8期川崎市外国人市民代表者会議の2年次目は、2011年5月15日～2012年2月19日まで4回(8日)
かい ぎ りん じ かい ぎ お ー ぶ ん かい ぎ くわ ごうけいこのか かい ぎ について しゅうりよう
の会議と、臨時会議であるオープン会議を加えた合計9日の会議日程を終了しました。

ちようさしん ぎ けっか ほうこく
ここに調査審議の結果をまとめ、報告します。

かわさきし がいいこくじんとろうくしゃ ねん がつまつじつげんざい くに ち い き にん ぜん し しみん し がいいこくじん
川崎市の外国人登録者は、2011年12月末日現在118の国・地域31,125人、全市民に占める外国人
とうろくしゃ わりあい こ
登録者の割合は2.1%を超えています。

かわさきし だれ ところゆた く しゃかい じつげん かわさきし
川崎市では、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる社会を実現していくため、「川崎市
たぶんかきようせいしゃかいすいしんしん さくてい しさく おこな わたし がいいこくじん しん ち い き
多文化共生社会推進指針」を策定し、さまざまな施策を行っています。私たち外国人市民も地域
しゃかい いちいん た ぶ ん かきようせい こうけん おも
社会の一員として、多文化共生のまちづくりにさらに貢献していきたいと思ひます。

だい き だひょうしゃかい ぎ ねん じめ がいいこくじん かん ちようさ ねんきんせいど ろうどうしえん た ぶ ん かり かいきよういく
第8期代表者会議2年次目は、外国人に関する調査、年金制度、労働支援、多文化理解教育、い
じめ問題、日本語を母語としない保護者への支援等を主なテーマとして活発に意見交換を行いました
た。また、オープン会議では、市民から出された意見等を通して、地域の実情把握にも努めました。

ちようさしん ぎ い がい しんまつ とう い べ ん と さんか しん ころりゅう ふか はばひろ
さらに、調査審議以外にも、市民祭り等のイベントに参加して市民との交流を深めるなど、幅広
かつどう
く活動してきました。

こんかい ねん どの かい ぎ かくしゅかつどう ないよう ねんかん ちようさしん ぎ もと
今回は、2011年度の会議や各種活動の内容とともに、2年間の調査審議に基づいてまとめられた4
ていげん ほうこく
つの提言を報告します。

さい ぎ さくねん ひがしにほん だいいしんざい おお さいがい こうむ わたし だひょうしゃ
最後になりましたが、昨年、東日本大震災という大きな災害を被り、私たち代表者も
に ゆ ー ず れ た ー ひ さい かた め っ せ ー じ あらた ひさいしゃ かたがた みまい
ニューズレターで被災された方へのメッセージをだしました。改めまして、被災者の方々にお見舞
もう あ どう じ ひ さい ち い き いち にち はや ふつこう ころろ いの
申し上げると同時に、被災地域の日も早い復興を心よりお祈りいたします。

にほんじん がいいこくじん あんしん せいかつ い ち い き しゃかい けいせい ぜんこく
また、日本人も外国人も安心して生活できる、ともに生きる地域社会の形成をめざして、全国に
さきが じようれい がいいこくじん しん だひょうしゃかい ぎ せつち しちようおよ し ぎ かいなら しん じん
先駆けて条例による外国人市民代表者会議を設置して下さった市長及び市議会並びに市民の
みなさま ころろ かんしゃもう あ かい ぎ さ ぼ ー と かんけいしゃ みなさま あつ
皆様に心から感謝申し上げます。さらに、会議をサポートしてくださっている関係者の皆様に厚く
れい もう あ
お礼を申し上げます。

目次

2011年度川崎市外国人市民代表者会議の報告	1
目次	2
川崎市外国人市民代表者会議 第8期代表者名簿	4

I 会議の報告

代表者会議のスローガン	5
1 会議開催概要	6
2 調査審議の内容	8
【1】会議の運営	8
1 年間日程等の決定	8
2 正副委員長部会長会議の開催	9
【2】調査審議で出された意見	10
1 社会生活部会	10
2 教育文化部会	11
3 関係者の出席	13
【3】オープン会議	14
1 趣旨・目的	14
2 開催概要	14
3 パネルディスカッション概要	15
4 意見交換会 参加者の意見	16
5 オープン会議参加者アンケート	17

II 提言

だい き かわさきしがいくじんし みんだいひょうしかいぎ ていげん 第8期川崎市外国人市民代表者会議の提言について	21
ていげん 提言	22

III 各種活動状況

1 しちょう しぎかい ほうこく 市長、市議会への報告	31
2 おーぶんかいぎ きかく うんえい オープン会議の企画・運営	32
3 にゅーずれたー へんしゅう ニューズレターの編集	33
4 たぶんかふえすた さんか 多文化フェスタみぞのくちへの参加	35
5 かわさきしみんまつ さんか かわさき市民祭りへの参加	36
6 だいひょうしゃ かつどうじょうきょう 代表者の活動状況	38
7 せんもんちようさいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況	39

IV 資料

1 がいくじんとうろくしゃすうとうけい 外国人登録者数統計	41
2 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧	44
3 ていげん とりくみじょうきょう 提言の取組状況	46
4 がいくじんしみんだいひょうしかいぎ 外国人市民代表者会議のしくみ	88
5 じょうれい ようこう ようりょう 条例・要綱・要領	90

かわさきしがいきこじんしみんだいひょうしゃかいぎだい きだいひょうしゃめいぼ
川崎市外国人市民代表者会議 第8期代表者名簿

いいんちよう ふくいんちよう
委員長・副委員長

名 前	国籍・地域	居住区	会議内実行委員	市の審議会委員等
委員長 オパンゴ デケ	コンゴ民主共和国	高津区	オープン会議実行委員長	
副委員長 王 平	中国	川崎区	オープン会議副実行委員長	

しゃかいせいかつぶかい
社会生活部会

名 前	国籍・地域	居住区	会議内実行委員	市の審議会委員等
チャート デビト	英国	宮前区	ぶかいちよう 部会長、 にゅーずれたーへんしゅういいんちよう ニューズレター編集委員長	
コロンツイ カロル	スロバキア	川崎区	ふくぶかいちよう 副部会長、 たぶんかふえす たじっこういいんちよう 多文化フェスタ実行委員長	
アディカリ スディーブ	ネパール	高津区	おーぶんかいぎ オープン会議	
呉 潔	カナダ	多摩区	たぶんかふえす た 多文化フェスタ	たぶんかふえす た 多文化フェスタみぞのくち じっこういいん 実行委員
オカンボス エルナン	アルゼンチン	中原区	しみんまつ 市民祭り	
耿 輝	中国	幸 区	おーぶんかいぎ オープン会議	
鄭 昭辰	韓国	多摩区	にゅーずれたー ニューズレター	
タオワン キッテイチャイ	タイ	多摩区	しみんまつ 市民祭り	せいじんしき まかくじっしいいんかい いいん 成人式 企画実施委員会 委員
ダシドーロヴ マラルゴ (~2011年9月)	モンゴル	中原区		
たかはし 高橋 ろさ	フィリピン	川崎区	たぶんかふえす た 多文化フェスタ	
ちん しー 陳 曦	中国	川崎区	おーぶんかいぎ オープン会議	
なかもり 中森 ジュリアみどり	ブラジル	中原区	しみんまつ 市民祭り	
なたにや 那谷屋 ジンギー	フィリピン	多摩区	しみんまつ 市民祭り	
るらん ルラン オリヴィエ	フランス	中原区	たぶんかふえす た 多文化フェスタ	

きょういくぶんかぶかい
教育文化部会

名 前	国籍・地域	居住区	会議内実行委員	市の審議会委員等
エドモンド ダンカン	オーストラリア	幸 区	ぶかいちよう 部会長、 しみんまつ 市民祭り	ぶんかざいだん ひようぎいん 文化財団 評議員 しみんまつ じっこういいんかい いいん 市民祭り実行委員会 委員 せいしやうねんもんだいきやうぎかい いいん 青少年 問題協議会 委員
やなぎさわ あんな 柳澤 アンナ	ロシア	宮前区	ふくぶかいちよう、しみんまつ 副部会長、市民祭り	
あん よんいる 安 栄一	朝鮮	幸 区	おーぶんかいぎ オープン会議	
おいで 生出 オリエッタ	チリ	多摩区	にゅーずれたー ニューズレター	
きよ かきん 許 可欣	中国	高津区	たぶんかふえす た 多文化フェスタ	こくさいこうりゅうきやうかい (ひようぎいん) 国際交流協会 評議員 こくさいこうりゅう かつよう 国際交流センター活用 すいじんしきかい いいん 推進委員会委員
きん さんふあ 金 祥和	韓国	高津区	にゅーずれたー ニューズレター	
すずき しんきん 鈴木 新琴	中国	麻生区	しみんまつ 市民祭り	
なかむら 中村 ジュディス	フィリピン	川崎区	たぶんかふえす た 多文化フェスタ	
ぼく ちゃんほ 朴 昌浩	韓国	川崎区	しみんまつ じっこういいんちよう 市民祭り実行委員長	こくさいこうりゅう せん たー 国際交流センター かつようきかくけんとういいんかい いいん 活用企画検討委員会 委員

I かい ぎ 会議ほうこくの報告

だいひょうしゃかいぎ すろーがん
 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 代表者会議のスローガン ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

がいこくじん す にほんじん す
 「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」



だいひょうしゃかいぎ きーわーど
 ＊ ＊ ＊ 代表者会議の3つのキーワード ＊ ＊ ＊

ようきゅう さんか
 要求から参加へ

ようきゅう
 要求 するだけではなく
 せつぎよくてき しせい さんか
 積極的に市政参加・
 しゃかい さんか
 社会参加をしていく。

こべつ ふへん
 個別と普遍

こべつ ちが なか
 個別の違いの中から
 だれ なっとく
 誰をも納得させる
 ふへんてき さが
 普遍的なものを探す。

そうごりかい きょうせい
 相互理解と共生

がいこくじん にほんじん
 外国人も日本人も
 たが りかい つと
 お互いの理解に努め、
 きょうせい はか
 共生を図る。

※ 時間はいずれも14:00～17:00

かい 期	開催日 ／場所	議 事 概 要	代表者	傍聴者
第1回	第1日 2011年 5月15日 国際交流 センター	・2011年度の会議日程の変更について ・社会生活部会:「労働支援」「年金制度」 ・教育文化部会:「多文化理解教育」 ・各種行事への参加について(市民祭り、多文化フェスタみぞのくち) ・各種実行委員会について ・市の審議会等委員について	21人	13人
	第2日 2011年 6月12日 国際交流 センター	・市の審議会等委員について ・社会生活部会:「年金制度」「労働支援」 「外国人への調査、外国人市民の声を上げるシステム」 ・教育文化部会:「保護者支援及び多文化理解教育のまとめ」 「いじめ問題」 ・各種実行委員会報告 (オープン会議、ニューズレター、市民祭り、 多文化フェスタみぞのくち)	21人	3人
第2回	第1日 2011年 7月10日 国際交流 センター	・社会生活部会:「年金制度」(関係者による制度説明と質疑応答) ・教育文化部会:「いじめ問題」「情報」 ・各種実行委員会報告 (オープン会議、ニューズレター、市民祭り、 多文化フェスタみぞのくち)	22人	4人
	第2日 2011年 9月11日 国際交流 センター	・社会生活部会:「社会参加」「これまでの話し合いのまとめ」 ・教育文化部会:「いじめ問題」「情報」「保育園」 ・各種実行委員会報告 (オープン会議、ニューズレター、市民祭り、 多文化フェスタみぞのくち)	18人	9人

会 期		開催日 ／場所	議 事 概 要	代表者	傍聴者
第3回	第1日 通算⑤	2011年 10月30日 国際交流 センター	・ オープン会議について ・ 社会生活部会：「提言の候補」 ・ 教育文化部会：「提言の候補」 ・ 各種実行委員会報告（ニューズレター、市民祭り、 多文化フェスタみぞのくち）	22人	21人
	臨時会	2011年 11月20日 高津市民館	・ オープン会議 - 第1部 パネルディスカッション - 第2部 意見交換会 - 社会生活部会 - 教育文化部会	参加者 約180人	
	第2日 通算⑦	2011年 12月11日 国際交流 センター	・ 今後の審議スケジュールについて ・ 社会生活部会：「提言案について」 ・ 教育文化部会：「提言に向けて」 「多文化理解教育といじめ問題」 (関係者による説明と質疑応答) ・ 各種実行委員会報告 (オープン会議、ニューズレター、市民祭り)	19人	17人
第4回	第1日 通算⑧	2012年 1月22日 国際交流 センター	・ 2011年度オープン会議について ・ 2011年度の年次報告について ・ 提言の取組状況について ・ 社会生活部会：「提言案について」 ・ 教育文化部会：「提言案について」 ・ ニューズレター編集委員会報告	19人	6人
	第2日 通算⑨	2012年 2月19日 国際交流 センター	・ 2011年度の年次報告について ・ 第8期代表者会議の提言について ・ ニューズレター編集委員会報告	18人	12人

2

ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容

かいぎ うんえい 【1】会議の運営

ねんかんにっていう けつてい 1 年間日程等の決定

だい かいだい にちかいぎ ねんど しんぎすけじゅーる へんこう りんじかい おーぶんかいぎ かいざい
第1回第1日会議で、2011年度の審議スケジュールの変更と臨時会（オープン会議）の開催
けつてい た ぎょうじ しみんまつ たぶんかみえすた
を決定しました。また、その他の行事として、「かわさき市民祭り」と「多文化フェスタみ
ぞのくち」にさんか
参加することとしました。

りんじかい ぎょうじ きかく じゅんぴ だいいようしゃ じしゅてき おこな じっこういいんかい せっち
臨時会や行事の企画・準備は、代表者が自主的に行うため、それぞれに実行委員会を設置
しました。また、かいぎ こうほう もくてき しみん きょく はっこう にゅーずれたー へんしゅう
会議の広報を目的に市民・こども局が発行するニューズレターの編集に
きょうりょく へんしゅういいんかい もう だいいようしゃ ぜんいん いいんかい さんか
協力するための編集委員会を設け、代表者は全員がどこかの委員会に参加するようにし
ました。

かくいいんかい だいいようしゃかいぎ かいざい まえ じかんだい りよう あつ きょうぎ
各委員会は、代表者会議が開催される前の時間帯を利用して集まり、それぞれ協議した
ないよう かいぎ ほうこく だいいようしゃかいぎぜんたい と く
内容を会議で報告し、代表者会議全体で取り組むこととしました。

かくいいんかい かつどう かくしゅかつどうじょうきよう 2 3 4 5 さんしやう
(各委員会の活動については、Ⅲ 各種活動状況 2 3 4 5 を参照)



2 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。協議の内容については、委員長メッセージなどを通して概要を代表者全員に伝えました。

<開催経過と主な議題>

回	開催日	議題
1	2011年 4月28日(木)	年次報告の提出、年間審議スケジュール及び行事への参加について 第1回第1日会議次第、部会審議の進め方について
2	6月1日(水)	第1回第2日会議次第、部会審議の進め方について 各実行委員会について
3	6月28日(火)	第2回第1日会議次第、部会審議の進め方について 各実行委員会について
4	8月30日(火)	第2回第2日会議次第、部会審議の進め方について 各実行委員会について
5	10月19日(水)	第3回第1日会議次第、部会審議の進め方について オープン会議について、各実行委員会について
6	11月30日(水)	第3回第2日会議次第、部会審議の進め方について 今後の審議スケジュールについて、各実行委員会について
7	2012年 1月5日(木)	第4回第1日会議次第、部会審議の進め方について 年次報告書の構成について、提言の取り組み状況について
8	2月6日(月)	第4回第2日会議の進め方について 第8期代表者会議提言について、年次報告書の内容について



【2】 調査審議で出された意見

1 社会生活部会

(1) 労働支援について

- ① 支援制度の情報が、外国人にもっと伝わるようにしてほしい。
- ② ハローワークに登録すると、インターネットで情報を検索できたり、ハローワークからメールが届いたりする。

(2) 年金制度について

- ① 外国人が加入しやすい仕組み（脱退一時金をやめ、加入期間が25年未満でも、加入期間に応じた額で、受給できるようにする等）がよいのではないかな。
- ② 社会保障協定を多くの国と結んでほしい。
- ③ 将来、年金がもらえるかが不安。
- ④ 制度が複雑なので、分かりやすい説明があるとよい。

(3) 外国人への調査、外国人市民の声を上げるシステムについて

- ① 外国人市民を対象とした実態調査は1993年以降、行われていない。調査をしてはどうか。
- ② EUで外国人を対象にした調査が行われ、差別の実態がわかった。予測とは違う結果が出た項目もあり、参考になる。
- ③ 調査では、社会的に貢献したこと（良いこと）や悪いことも質問するとよい。
- ④ 国によるイメージが作られてしまう恐れがある。また、「良いこと」が人によって違うので難しい。
- ⑤ 市のホームページに意見を書き込めるとよい。
- ⑥ 区役所の窓口で調査票を用意しておき、待ち時間に記入できるようにするとよいのではないかな。
- ⑦ 外国人全員ではなくても2年あるいは5年に1回調査し、データベースを作成するとよい。
- ⑧ 結果を公表した方がよい。

(4) 社会参加について

- ① 町内会には子ども会があり、おみこしなどの行事を行っている。まずはそうした行事に参加することが大事。

- ② 多摩川マラソンの情報が国際交流センターにあった。親子で参加できる。
- ③ 町内会の情報を外国人にどう伝えるか。特に来たばかりの人、日本語の分からない人は難しい。
- ④ 子どもの行事には参加しやすい。
- ⑤ 住所を登録するときに、区役所で町内会を紹介してもよいのではないかな。
- ⑥ 地域で外国人のグループを作って区役所からグループに情報を伝え、新しく来た人にはグループを紹介するとよい。
- ⑦ 回覧板が外国人に分かりやすいものがあるとよい。
- ⑧ 町内会が作っている資料を多言語にしてもらうのは難しいのではないかな。

2 教育文化部会

(1) 保護者支援について

- ① 外国人保護者向けの入学前ガイダンスをやさしい日本語で実施する。各区で開催し、誰でも参加できるようにするとよい。
- ② 外国人登録の時に、外国人保護者向けの情報が必要かどうかチェックできる仕組みなど、外国人としてのサポートが必要だと申請すれば、外国人向けサポートを受けられる簡単な仕組みがあるとよい。
- ③ 外国人保護者が学校の先生とよく話し合う、相談できる機会を設けることが大切。
- ④ 必要な時だけ学校と保護者のやりとりをサポートする通訳ボランティアがいると、学校も保護者も助かる。

(2) 多文化理解教育について

- ① 民族文化講師ふれあい事業において、学校から依頼するのではなく、教育委員会から派遣するシステムにしてはどうか。
- ② 1年間で1回でも外国の文化を学べるようにするとよい。
- ③ 保護者が学校に協力したくても、どこに言えばよいかわからない。民族文化講師として参加しやすくなるようなシステムがあれば、人材も育てられる。
- ④ 民族文化講師ふれあい事業の実施校・地域に偏りがないようにした方がよい。
- ⑤ 川崎市外国人教育基本方針は、前の改訂から時間が経っている。また、外国人の国籍も多様化してきているので、現状に合うように見直してほしい。

⑥ 学校に外国人講師を紹介するシステム、海外の学校と姉妹校になって子ども同士が交流できるシステムがあるとよい。

⑦ 多文化理解教育の中で、礼儀、習慣が国によって違うということを紹介するとよい。日本では失礼にあたることでも、違う国では問題ないことがあることを、特に学校の先生や保護者に理解してほしい。

書式変更：インデント：ぶら下げインデント：1字、左2.14字、最初の行：-1字

(3) いじめ問題について

① 学校では、いじめについて相談カードや子どもの権利についての教育が行われている。子どもがいじめの対応や権利について学んでいるのはよい。

② 外国人の子どもということはいじめを受けたケースがある。

③ いじめを受けても乗り越えられるような子どもの力をつけることも必要。

④ 日本だけでなく海外でもいじめはある。

⑤ 子どもが学校であったことを家で話し、ひとりで悩まないようにできるとよい。

⑥ 外国人という、周囲との違いで悩んだり、弱気になったりすることがある。

⑦ 多文化理解教育によって、外国の文化のルーツや親を誇りに思えるようになるのではないかな。

⑧ 中学生になると、親に話さなくなるので、いじめを受けていることに気付くのが難しい。三者面談で先生と学校の様子について話し合うことが大切である。

⑨ 学校の中でいじめの情報や解決法が留まっているので、他の学校とも情報を共有できる仕組みがあるとよい。学校単位ではなく、市全体でいじめのデータベースを作ると、先生も解決しやすいのではないかな。

⑩ いじめを受けて、その後どうしていくか、子ども自身が考える時間も大切。

⑪ いじめについて、家庭や保護者も学ぶ必要がある。

⑫ 保護者向けに外国語で相談できる窓口があるとよい。様々な窓口があるという情報も保護者に伝わっていない。

⑬ 日本の学校に本名ではなく通名（日本名）で通っている子どももいるが、成長するにつれて、国籍や名前、アイデンティティのことで悩むことがある。

(4) 情報について

① 3月11日の地震で、外国人に緊急情報を伝える方法が問題となった。多言語にする間に合わないの、できるだけやさしい日本語を使ってはどうか。外国人が基礎的な日本語を習うことも大切。

② 地震の後の町内放送が聞き取りにくく、地震のことで何を言っているか分からなかった。改善してほしい。

- ③ 停電や地震の情報を社員に向けて、日本語と英語でメール配信するといった取組をしている企業もある。
- ④ 放射能の問題もテレビで国や県までは放送され、英語の情報も得られるが、川崎市の情報は得られなかった。
- ⑤ ウェブサイトを活用して情報をすぐに送れるようにする。
- ⑥ 緊急情報を多言語で送れないか。文字化けの問題もある。
- ⑦ 緊急時に学校からの一斉メールはあるが、日本語のみ。
- ⑧ 緊急情報は、外国人だけでなく高齢者や障がい者への情報提供も含めて考える。

(5) 保育園について

- ① かわさき保育プランをぜひ進めてほしい。
- ② 保育園の待機児童数や保育所入所の際の優先基準について理解できた。

(6) その他

- ① 現在は、提言の取組み状況が担当局の自己評価で決まっている。提言した代表者会議で評価を行うようなシステムがあるとよい。
- ② 提言を出した後、その提言を作った代表者が集まり、市の取組み状況について説明を受け、担当局と意見交換する機会があるとよい。

3 関係者の出席

(1) 社会生活部会

第2回 第1日 (2011年7月10日)

藤 亨 課長	(日本年金機構川崎年金事務所厚生年金適用調査課)
谷田部 祐一 事務長	(神奈川県国民年金基金)
馬場 武 課長	(川崎市健康福祉局 地域福祉部 保険年金課)
笹倉 賢治 係長	(川崎市健康福祉局 地域福祉部 保険年金課)

(2) 教育文化部会

第3回 第2日 (2011年12月11日)

鈴木 信一郎 担当課長	(川崎市教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当)
藤中 大洋 指導主事	(川崎市教育委員会事務局総合教育センター カリキュラムセンター)

【3】オープン会議

日 時 2011年11月20日（日） 14:00～17:00

場 所 川崎市高津市民館

参加者 約180人

第1部 パネルディスカッション

「川崎市における国際化

～多文化共生の実現に向けて 地域住民としてできること～」

第2部 意見交換会 （1）社会生活部会

（2）教育文化部会

1 趣旨・目的

- （1）第8期代表者会議で審議している内容を中心に、代表者以外の人の意見を聞き、審議の参考にする。
- （2）外国人をめぐる状況について、広く現状を把握する機会とする。
- （3）代表者会議のPR、外国人市民同士及び外国人市民と日本人市民の交流と出会いの場とする。
- （4）パネルディスカッションでは、今まで多文化共生に長く携わってきた学識者及び代表経験者によるパネリストの意見を聴き、今後の代表者会議の参考とする。

2 開催概要

- （1）第1部 開会、主催者及び川崎市あいさつ、代表者自己紹介、代表者会議について、パネルディスカッション
- （2）第2部 各部会の審議内容の報告、意見交換
- （3）交流パーティー
会議終了後、会議に参加した代表者と市民が自由に懇談するための時間を設けました。参加者同士とても有意義な交流ができました。

3 パネルディスカッション概要

今まで多文化共生に長く携わってきた、学識者及び代表経験者によるパネリストの意見を聴きました。

「川崎市における国際化 ～多文化共生の実現に向けて 地域住民としてできること～」のテーマに基づき、それぞれの立場での、これまでの活動、課題、今後に期待すること、という観点から、意見発表を行ない、その範囲での参加者の質問、意見を受け付けた。

【コーディネーター】

中野 裕二 氏（川崎市多文化共生施策検討委員会 委員長）

【パネリストの主な発表内容】

柏崎 千佳子 氏

- 川崎市多文化共生社会推進指針と外国人市民代表者会議について

金 熙淑 氏

- 第1、2期外国人市民代表者会議代表者の経験を踏まえた地域活動について

朴 海淑 氏

- 外国人市民代表者会議と市民としての市政参加活動について

【参加者の意見】

- ① パネリストの発表が良くまとめられていた。現状を伝えるパネラーがいた方が良い。
- ② 多文化共生社会について、分かりやすい説明だった。
- ③ 色々な意見を聞くことができて良かった。
- ④ 川崎市外国人市民代表者会議を初めて知り、基本的なことを聞くことができて良かった。
- ⑤ もう少し実際の議論の時間を増やしてほしい。
- ⑥ 日本語が不自由な外国人には難しいと感じた。
- ⑦ 今日の参加者について、日本語を十分に理解している人たち、との前提に立っているのだろうか。語彙レベルが高く、難しい発表が多いことが気になった。
- ⑧ 全体的に大学の講義のようで、資料については、写真とか映像がほしい。
- ⑨ 3人とも、自分の活動を紹介しているだけで、あまり関連性があるとは思えなかった。
- ⑩ 現実の社会問題と解決する方法を実感できるようになった。
- ⑪ 川崎市は国籍や民族を問わず、外国人が住みやすくしてくれてありがたい。
- ⑫ 代表者の国籍が多様なことに驚き、川崎市の目指す多文化共生のあり方がわかった。
- ⑬ 質問に回答する時間をもっと多く割いてもいいのではないかと思った。

4 意見交換会 参加者の意見

(1) 社会生活部会

[外国人に関する調査]

- ① 日本人も対象に入れて調査してはどうか。(日本人の中にも、国際結婚で生まれた人など様々な背景を持つ人がある。) また、多文化共生施策検討委員会と協力して進めてはどうか。
- ② 前回の調査から時間がたっていることもあり、調査の実施についてぜひ市に提言していただきたい。
- ③ 調査については賛成。2年に1度は頻繁すぎるので、国勢調査や市の他の調査とあわせて行うのはどうか。
また、外国人登録制度が廃止されることに伴い登録ができなくなる人達について配慮し、全外国人に調査できるようにしてほしい。
- ④ 帰化した人も対象にしてみてもどうか。
- ⑤ アンケートだけでなくインタビューも取り入れる等、調査方法を考えて欲しい。

[年金制度]

- ① 市でできることと、国への働きかけは分けるとよい。
- ② 脱退一時金は外国人が損をしているのではないかという意見があるが、年金制度は現在払っている人が受取るという制度ではない。ただ、自分の国と日本と二重に払う問題の解決は必要であり、国に要望していくことも大切。
- ③ 国に働きかける問題もあるが、制度が分かりにくい問題(わかりやすい説明が必要など)は、市に働きかけができることもあるのではないか。

(2) 教育文化部会

[多文化理解教育]

- ① 教育委員会から学校へ民族文化講師ふれあい事業の実施を依頼することもある。
- ② 強制的に実施するとうまくいかないこともある。学校が自発的にやってみようと思うように促すという方法もある。
- ③ 川崎市は、もっと民族文化講師を育てるべきだと思う。
- ④ 高津区では、市民館の日本語教室が高津小学校に出向いて行っている。日本語教室の学習者(外国人)は、地域の母親たちなので、とても意義深い交流となっている。様々な選択ができるような提言をしてみてもいいか。

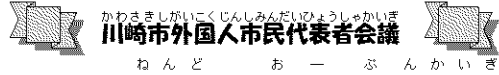
【いじめ問題】

- ① 子ども、保護者が助けを呼ぶところが必要だと思う。
- ② 学校の先生にも、この問題について知ってもらうことが必要。
- ③ 親子のコミュニケーションを持てる場をつくる。
- ④ 母語で相談できる所を紹介してあげられるとよい。
- ⑤ 日本語で助けを求められるよう、相談する時に使う言葉を学べるようにする。
- ⑥ 通名ではなく、できるだけ本名を名乗るようにできたらよい。
- ⑦ マイノリティの中でも、マイノリティ・マジョリティと抱える問題は様々である。
- ⑧ 学校の先生とよく話し合えるように、保護者に通訳ボランティアをつけてはどうか。
- ⑨ 子どもが母語を学んで、周りにもアピールできるようになるとよい。
- ⑩ 日本人と一緒に考えていくとよい。
- ⑪ 学校できることと家庭でできることを分けた方がよい。
- ⑫ データベースの作成が良い方法かどうか、考えたほうがよい。
- ⑬ 自分の母語で悩みを相談できる 24時間電話相談があれば、いじめに対して強くなれると思う。

5 オープン会議参加者アンケート

- ① 初めて参加したので、とても新鮮で勉強になった。
- ② 国籍に関係なく、色々な意見を聞くことができて良かった。
- ③ 日本人と外国人が話し合っていけば、川崎市は皆が生活しやすい町になると思う。
- ④ 代表者は、耳の痛い意見も聞くべきである。
- ⑤ 川崎市以外の参加者が現実の問題を指摘し、川崎市在住の外国人はそれにより、社会のルールを守るのは良い。
- ⑥ 日本の他都市は分からないが、こういう会議の開催は良いことだと思う。
- ⑦ オープン会議には初めて参加したが、このような機会は貴重なので、続けてほしい。
- ⑧ オープン会議とは、外国人同士の自由闊達な話し合いをオープンにし、会場との意見交流を進める会議だと思っていた。
- ⑨ この会議はとても良かったが、メモをするための机がほしい。
- ⑩ 資料も、文字だけではなく少し工夫がほしい。
- ⑪ パネルディスカッションは良いアイデアだったが、市民の意見等を言える時間が少なくなるのは残念。パネルディスカッションとオープン会議は別に開催してほしい。
- ⑫ 日本人のための川崎市にしてほしい。
- ⑬ 少人数のグループに分けるなど、話しやすい雰囲気をつくると良い。
- ⑭ 室内の空調が悪い。
- ⑮ 市民の意見をもっと取り入れてほしい。

Kawasaki City Representative Assembly for Foreign Residents



2011年度オープン会議

～ 外国人の住みやすいまちを、日本人も住みやすい ～

*** 2011年11月20日(日) 14:00～17:00 ***

*** 川崎市高津市民館 12F 大会議室 ***

【第1部】 14:00

- 1 主催者及び川崎市あいさつ
- 2 第8期代表者紹介
- 3 パネルディスカッション 14:30～15:50

『川崎市における国際化

～ 多文化共生の実現に向けて 地域住民としてできること ～』

< 休 憩 >

【第2部】 16:00～16:50

- 1 第8期代表者会議のこれまでの審議の報告
- 2 意見交換会
- ～ 外国人市民に関する調査・年金・多文化理解教育・いじめ問題 ～
- 3 閉会 17:00

交流パーティ (17:15～18:00)

飲み物やお菓子を用意しています。お時間のある方は受付にてお申込みください。

* * * * *

第1部 パネルディスカッション

『川崎市における国際化～多文化共生の実現に向けて 地域住民としてできること』

< 参加者のプロフィール >

- | | |
|----------------|--------------------------|
| コーディネーター 中野 裕二 | 駒澤大学法学部教授 |
| パネリスト 柏崎 千佳子 | 川崎市多文化共生施策検討委員会委員長 |
| 金 昭淑 | 慶応義塾大学経済学部准教授 |
| 村 海淑 | 前川崎市外国人市民施策推進検討委員会委員 |
| | 川崎市外国人市民代表者会議第1、2期代表者 |
| | 獨協大学国際教養学部言語文化学科非常勤講師 |
| | 特定非営利活動法人KFF理事長 |
| | 川崎市外国人市民代表者会議第6、7期代表者 |
| | 川崎市子どもの権利委員会第4期委員 |
| | らいこび多文化教室代表 (子どもの母語支援活動) |

★ パネルディスカッションとは … 掲げられたテーマについて、それぞれの意見を述べ、

討論者が意見を述べた後、公開議論を行ないます。

討論者をパネリストといひ、司会役をコーディネーターといひます。

第2部 第8期代表者会議の審議の報告及び意見交換会

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 社会生活部会 | ◇ 外国人市民に関する調査 |
| | ◇ 年金 |
| (2) 教育文化部会 | ◇ 多文化理解教育 |
| | ◇ いじめ問題 |

* あなたの意見を聞かせてください。

オープン会議の様子



外国人市民に関する調査
(社会生活部会関連)

外国人に関する調査

意見・提案 (提言の候補)	2年に1度、外国人市民に関する調査をすること。
現状	①1993年以降、外国人を対 象とした意識実態調査は行 われていない。 ②市長への手紙、パブリックコメント等の制度があるが、基本的には、日本語対応である。
課題・困っていること 会議で話し合ったこと	①代表者以外の外国人市民の意見や状 況が分かりづらい。 ②市のサービスや情報などの外国人市民に知られて いるかを把握するため。 ③調査した内容は行 政や外国人市民代表者会議で活かすこ とができる。(例えば、外国人市民が困っていることの実態 が分かれば、その対応を考 えることができる。) ④調査し、その結果を公表することで、多文化共生社会を 考 えるきっかけになる。 ⑤調査することで、外国人市民が自分たちのことが考 えられ ていると思える。 ⑥調査項目は、困っていること、生活で不便なこと、市の行政 サービスについて、相談する人がいるか、差別を受けたこ とがあるかなど
関連する過去の提言	なし

年金制度
(社会生活部会関連)

年金制度

意見・提案 (提言の候補)	② 脱退一時金制度を改善すること ② 社会保障協 定を拡 充すること
現状	脱退一時金の金額については、政令指定都市連名で、毎年国に要望している。
課題・困っていること 会議で話し合ったこと	①制度が複雑なので、わかりやすい説明があるとよい。 ②年金の脱退一時金の金額が少ない。 ③脱退一時金については、すでに 2003年度に提言が出ている が10年近く経った現在でも、あまり改善が見られない。 ④社会保障協定については、より多くの国と締結することで、日本人が外国で暮らす場合も、外国人が日本で暮らす場合 も2重加入の防止や加入期間の通算ができるようになる。
関連する過去の提言	<1998年度提言③～1> 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくること を国に 働 きかける。 2010年度年次報告55ページ (B) <2003年度提言⑤> 年金の脱退一時金の制度の改善を国に 働 きかける。 2010年度年次報告68ページ (B)

* * * * *

多文化理解教育
(教育文化部会関連)

多文化理解教育

意見・提案 (提言の候補)	①ー1 民族文化講師ふれあい事業は学校から依頼するので はなく教育 委員会から派遣するシステムにしてはどうか。 ①ー2 1年間で1回でも外国の文化を学べるようにするとよい。 ②川崎市外国人教育基本方針は1996年の改定以来、10年以上 経っており、外国人の国籍も多様化しているの で、現状に 合うように見直しを欲しい。
現状	民族文化講師ふれあい事業は学校の依頼に基づき、教育 委員会が派遣。2010年度は55校、11の国・地域に関して実施 した。
課題・困っていること 会議で話し合ったこと	民族文化講師ふれあい事業は学校の依頼に基づいているた め、実施する学校や地域、取り上げる国等の 偏りがないように するとよい。
関連する過去の提言	<2009年度提言②ー1> 小・中 学校の多文化理解 教育の中心である民族文化ふれ あい事業の今後の 参考 となる実 践集を作成し、 多文化理解教育を推進する。2010年度年次報告77ページ (B) <2009年度提言②ー2> 多文化理解教育は子どもたちのアイデンティティ形成や 自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの 文化や言葉が多文化理解教育に取り入れる。 2010年度年次報告77ページ (B) <1999年度提言①ー1> 「外国人 教育基本方針」を学校内のみならず、広く市全体で 推進していくため、保護者 や地域の日本人市民並びに 外国人市民が共に協 働する場を設けること。 2010年度年次報告57ページ (2005年度A)

いじめ問題
(教育文化部会関連)

いじめ問題

意見・提案 (提言の候補)	①学校単位ではなく、市全体でいじめのデータベースを作る と先生も解決しやすいのではないかと。 ②ー1 三者面談で先生と学校の様子について話し合うことが 大切である。 ②ー2 保護者向けに外国語で相談できる窓口があるとよい。
現状	いじめをテーマにした教 職員 研修および校内 研修を 実施。教 職員向け、保護者向け資料を教育 委員会から配布。 ホームページで公開。各学校で児童生徒に相談窓口を周知し ている。
課題・困っていること 会議で話し合ったこと	①学校の中だけで、いじめの情報や解決法が蓄まってい るので、他の学校とも情報 を共有できる仕組みがあるとよい。 ②中学生になると、親に話さなくなるので、いじめを受けて いることに気付くのが 難 しい。 ③様々な相談窓口があるという 情報 も保護者にあまり伝わ っていない。
関連する過去の提言	なし

だい き がいこくじんし みんだいひょうしゃかいぎ
第8期外国人市民代表者会議



Ⅱ てい提 げん言

かわさきしちょう あ べ た か お さ ま
川崎市長 阿部 孝夫 様

かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
川崎市外国人市民代表者会議
い いん ちょう お ぼ ん ご で け
委員長 オパンゴ デケ
ふく い いんちょう おう たいら
副委員長 王 平

だい き かわさき し がいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ていげん
第8期川崎市外国人市民代表者会議の提言について

だい き かわさき し がいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんかん ちょうさしんぎ もと がいいこくじんし
第8期川崎市外国人市民代表者会議は、2年間にわたる調査審議に基づき、「外国人市民に
かん ちょうさ ねんきんせいど た ぶん かり かいきょういく もんだい ていげん
関する調査」、「年金制度」、「多文化理解教育」、「いじめ問題」の4つのテーマについて
ていげん
提言をまとめました。

わたし だいひょうしゃ しゃかいせいかつぶかい きょういくぶんかぶかい わ さまざま もんだい しんぎ
私たちが代表者は、社会生活部会と教育文化部会に分かれて様々な問題について審議を
おこな ないよう ぜんたいかい かくにん かんけいしゃ はなし き おーぶんかいぎ
行い、その内容を全体会で確認してきました。また、関係者の話を聞いたり、オープン会議
さんかしゃ おお いけん しんぎ ふか こんかい ていげん
で参加者から多くの意見をいただくなどしながら審議を深め、今回の提言となりました。

がいいこくじんし かん ちょうさ がいいこくじんし ことま せいかつぜんばん ひつよう
「外国人市民に関する調査」については、外国人市民が困っていることや生活全般に必要な
じょうほう し どう がいいこくじんし じったい はあく し しさく い
な情報を知っているか等の外国人市民の実態を把握し市の施策に活かしてほしい、また、
ちょうさけつ か こうひょう い ちいきしゃかい けいせい む がいいこくじんし ほんじんし
調査結果を公表することで、ともに生きる地域社会の形成に向け、外国人市民・日本人市民
りょうほう た ぶん かいきょうせい たい いしきこうじょう はか かんてん ていげん
両方の多文化共生に対する意識向上を図りたいという観点から提言をまとめました。

ねんきんせいど がいいこくじん ねんきん かにゅう ぎ むづ
「年金制度」については、外国人も年金に加入することが義務付けられています。しか
がいいこくじん にほん ねんきんせいど ふくざつ わ ふりえき かん
し、外国人にとって、日本の年金制度は複雑で分かりづらく、不利益を感じさせるような
せいど だれ はい ねんきんせいど む くに かいぜん はたら
制度になっています。そのため、誰にでも入りやすい年金制度に向けて、国に改善を働き
かんてん ていげん
かけていただきたいという観点から提言をまとめました。

た ぶん かり かいきょういく たが ぶんか ちが ゆた みと あ
「多文化理解教育」については、互いの文化の違いを豊かさとして認め合えるようにな
るという多文化理解教育の目的を明確にし、子どもたちが多文化理解教育を受ける機会
た ぶん かり かいきょういく もくてき めいかく こ た ぶん かり かいきょういく う きかい
を増やすことや多様な国や文化を取り入れる等、より充実した授業が行われ、多文化
ふ たよう くに ぶんか と い どう じゅうじつ じゅぎょう おこな た ぶん か
理解教育の更なる拡充を推進していただきたいという観点から提言をまとめました。

もんだい がっこう おお けーす ほっせい きょういく おお
「いじめ問題」については、学校ではまだ多くのいじめのケースが発生し、教育の大き
かだい ひと げんじょう がっこう もんだいかいけつ
な課題の一つになっているのが現状です。そのため、学校におけるいじめ問題解決のため
たいおうさく すいしん かん そうだん ほごしゃ さぼーと せいび
の対応策の推進、また、いじめに関する相談など保護者へのサポートを整備し、いじめの
みぜんぼうし そうきかいけつ はか かんてん ていげん
未然防止や早期解決を図っていただきたいという観点から提言をまとめました。

しちょう かんけいき かん みなさま ていげん しゅし りかい しせい
市長をはじめ関係機関の皆様には、それぞれの提言の趣旨についてご理解いただき、市政
はんえい ねが
に反映していただきますようお願いいたします。

がいいこくじんし しみん みずか ちから はつき ちいきしゃかい こうけん わたし だい き だいひょうしゃ
外国人市民が自らの力を発揮し、地域社会に貢献できるように、私たち第8期代表者も
こんご しせい みまも せつきよくてき ちいき かつどう と く
今後の市政を見守りつつ、これからも積極的に地域での活動に取り組んでいきます。

【1】 外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。

2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。

【背景・理由】

川崎市では、1993年に、外国人3,000人を対象に調査票による「川崎市外国籍市民意識実態調査」、1994年に、近年日本に来た68人（日本国籍者1名含む）を対象に面接による「川崎市外国籍市民意識実態調査」が行われました。

また、2003年には、外国人市民・日本人市民及び行政・関係機関職員を対象に「川崎市外国人市民施策実施状況調査」が行われました。

調査結果は、外国人市民施策の参考資料とされ、施策の推進に大きく役立ってきたものと思えます。特に1993年の調査結果を受けて、外国人高齢者福祉手当・外国人障害者福祉手当が実施されましたし、また、外国人市民代表者会議調査研究委員会が設置され、その後の外国人市民代表者会議の設置につながっていきました。

2011年12月末現在、市内の外国人登録者数は3万1千人を超え、広く外国人市民を対象とした1993年調査時の外国人登録者数（約1万9千人）の約1.6倍となりました。出身国・地域や来日の理由も様々な人々が、市内全域にわたって居住するようになり、外国人市民の状況は大きく変化しています。

そこで、現在の外国人市民の実態を把握し、市の施策に活かすために「外国人市民に関する調査」を実施してください。また、調査結果を市民に公表し、外国人市民代表者会議に報告をしてください。調査結果を公表することで、ともに生きる地域社会の形成に向け、外国人市民・日本人市民両方の多文化共生に対する意識向上が図られると思います。

調査項目としては、生活全般に必要な情報を知っているか、特に困っていること（出入国

かんり じゅうたく しゃかいさん か さべつ う し しさく さーびす し
管理、住宅、社会参加など)や差別を受けたことがあるか、市の施策やサービスを知っているか、
きょういく いりよう ふくし かん どう た と し しょうがいこく おこな どうよう ちょうさ おな
教育、医療、福祉に關すること等とするほか、他都市や諸外国で行われた同様の調査と同じ
こうもく もう ひかく わる かわさき にほん く
項目を設け、比較できるようにしてください。悪いことばかりではなく、川崎(日本)に暮らしてよ
かったことなども調査するとよいと思います。

じっし あ こくせいちょうさ た ちょうさ れんけい ほーむぺーじ かつよう
また、実施に当たっては、国勢調査など他の調査と連携したり、ホームページを活用するなど、
かいとうりつ あ けいひ せつげん はか ほうほう けんとう ちょうさひよう
回答率が上がり、経費の節減が図られるような方法を検討してください。さらに、調査票のみで
はなく、面接による調査も大切だと考えます。

ちょうさたいしょう がいこくじんし みん くわ き か ひと こくさいけっこん う ひと
さらに、調査対象については、外国人市民に加え、帰化した人、国際結婚で生まれた人、
にほんご ぼらんてい あ がいこくじんし えん かつどう おこな ひと にほんじんし みん ふく
日本語ボランティアや外国人支援活動を行っている人などの日本人市民が含まれるような
くふう
工夫をしてください。

ちょうさ おこな さい しょうさい がいこくじんし みんだいひょうしゃかいぎ いけん そんちょう
調査を行う際には、その詳細について、そのときの外国人市民代表者会議の意見を尊重す
るとともに、せんもんか かんけいしゃ いけん き けつてい ねが
専門家や関係者などの意見を聞きながら決定していくようにお願いします。

ちょうさ なか きんきゅう し えん ひつよう がいこくじんし みん わ
そして、調査の中から、もしも、緊急な支援を必要としている外国人市民がいると分かったら、
たいおう し く けんとう
すぐに対応できるような仕組みを検討してください。

ちょうさ し たぶん かきようせいし さく いっそうすいしん がいこくじん にほんじん す
調査によって、市の多文化共生施策がより一層推進され、外国人も日本人も住みやすいまち
ねが
となることを願っています。

【2】誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。

【背景・理由】

日本に住む20歳以上の人は、年金に加入する義務があります。これは、日本人だけでなく、日本に住む外国人も同じです。

しかし、外国人にとって、日本の年金制度は複雑で分かりづらいものです。また、将来、年金を受給するためには、25年間の加入期間が必要なことや、加入途中で帰国した場合に支給される脱退一時金の額は3年加入した場合が上限であることなど、多くの外国人に不利益と感じさせるような制度になっていると思います。

このような現在の制度は、近年、国境を越えて人や物の移動が盛んに行われる「グローバル化」に対応できているとはいえません。川崎が真の国際都市として今以上に発展していくためには、その魅力を世界にアピールして、世界中から人が集まることが重要です。社会保障を充実させることはその魅力の一つとなるのではないのでしょうか。

さらに、日本の高齢化社会が進むことで若い労働者人口が減り、今後、外国人労働者が今以上に増えていくことが考えられます。そうした人達の社会保障を整備していくことは不可欠です。

そこで、私たちは、次の3点を提案します。

1 つ目は、社会保障協定の拡充を国に働きかけることです。

社会保障協定とは、仕事や勉強、結婚など様々な理由で、外国で暮らす日本人、日本で暮らす外国人が増える中、『保険料の二重負担』を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する(二重加入の防止)ことと「保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする(年金加入期間の通算)」ために、諸外国と協定を締結するものです。2012年1月現在、日本は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ

おーすとりあ おらんだ ちえこ すべいん あいるらんど かこく きょうてい ていけつ
オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランドの 12カ国と協定を締結しています。
きょうてい ていけつ くに しゅっしんしゃ かわさきし やく まんにん す
協定を締結しているこれらの国の出身者は、川崎市に約1万人住んでいますが、これは市内の
がいこくじんとろうくしやすう ていど す ねん がつ にちげんざい しゃかいほしきょうてい がいこく
外国人登録者数の 30%程度に過ぎません(2011年12月31日現在)。社会保障協定は、外国
す にほんじん にほん す がいこくじん たいへんやく た にほん
に住む日本人にとっても、日本に住む外国人にとっても、大変役に立つものです。日本がより
おお くに きょうてい ていけつ のぞ かにゆうきかん かんが きょうてい
多くの国と、協定を締結していくことを望みます。さらに、加入期間のことを考え、協定ができる
はや ていけつ のぞ わたし だいひょうしゃ じぶん くに はたら
だけ早く締結されることを望みます。また、私たち代表者はそれぞれ、自分たちの国にも働き
かけていきます。

め だったいいちじきん せいど かいぜん くに はたら
2つ目は、脱退一時金の制度の改善を国に働きかけることです。
だったいいちじきん ねんど ていげん で ねんちか た げんざい
脱退一時金については、すでに 2003年度に提言が出ていますが、10年近く経った現在でも、
かいぜん み こくみんねんきん だったいいちじきん ほけんりょう のうふきかん ねんいじょう ひと
あまり改善が見られません。国民年金の脱退一時金は、保険料の納付期間が 3年以上の人は
えん ねんど ねんかんのうふ ばあい じょうげん のうふきかん ねん ねん
270,360円(2011年度)です。3年間納付した場合が上限のため、納付期間が3年でも20年でも
どうがく しきゅう しきゅうがく すく もんだい ねんどとうじ じょうきょう か
同額しか支給されません。また、支給額が少ないといった問題は、2003年度当時の状況に変
わりがありません。 ひ つづ だったいいちじきん せいど かいぜん くに はたら
引き続き、脱退一時金の制度の改善を国に働きかけてください。

さいご ねんきん かん わ しりょう さくせい くに はたら
最後は、年金に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかけることです。
ねんきん せいど ふくぎつ がいこくじん しゃかいてきはいけい ちが うえ せんもんでき
年金制度はとても複雑です。さらに、外国人にとっては、社会的背景が違う上に、専門的な
ようご おお りかい こくみんねんきん こうせいねんきん だい ごう ひ ほけんしゃ
用語が多く、とても理解しづらいものです。そこで、国民年金や厚生年金、第3号被保険者など
ねんきん せいどぜんばん かん がいよう て つづ ほうほう しゃかいほしきょうてい だったいいちじきん わ
年金制度全般に関する概要や手続きの方法、社会保障協定や脱退一時金のことなどを分か
りやすく説明した資料が必要です。 せつめい しりょう ひつよう わ せつめい がいこくじん にほんじん やく
りやすく説明した資料が必要です。分かりやすい説明は、外国人だけでなく、日本人にも役に
た おも しりょう たげんごか がいこくじんしみん て とど
立つと思います。そして、その資料は、できるかぎり多言語化し、外国人市民の手に届くよう
はいりよ
配慮してください。

しゃかいほしきょうてい じゅうじつ だったいいちじきん せいど かいぜん くわ わ せつめいしりょう さくせい
社会保障協定の充実、脱退一時金の制度の改善に加え、分かりやすい説明資料を作成す
ることで、外国人市民が納得して年金に加入することができます。そして、グローバル化した
げんだいしゃかい にほんじん がいこくじん く あんしん せいかつ かんが
現代社会において、日本人も外国人も、どこに暮らしても、安心して生活できればよいと考え
ています。

【3】 多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。

ねんどていげん ほ ほんそく いけん
(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、全ての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。

【背景・理由】

国際化の進展に伴い、川崎市内の外国人の出身地も118の国・地域(2011年12月末現在)からなっており、様々な国や文化に対する理解がより一層重要になっています。多文化共生社会の実現にとって、多文化理解教育はその基礎となっていく大切なものであると考えます。

現在、川崎市では、「外国人教育基本方針－多文化共生の社会をめざして」に基づいて、様々な多文化理解教育が行われています。小・中学校において実施している民族文化講師ふれあい事業は、外国人市民と子どもたちが触れ合う貴重な機会となっています。私達代表者会議でもこの取組を重要だと考え、2009年度には今後一層の充実を目指して、実践集の作成や外国につながる子どもたちの文化や言葉を取り入れることを提言し、教育委員会において取組が進められています。

また、民族文化講師ふれあい事業以外の取組として、総合的な学習の時間に在日コリアンの講師から話を聞いたり、外国語の時間に外国の文化について学ぶなどの取組があります。このように学校においては様々な機会に多文化理解教育が行われています。

これまでの取組を継続して進めていただくとともに、さらに具体的な取組として、小・中学校において、全ての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上多文化理解教育を実施できるように推進してください。現在、民族文化講師ふれあい事業は、利用できる学校が限られており、希望する学校全てで実施できないのが現状です。また、各学校が個別に行っている、民族文化講師ふれあい事業以外の取組については、その実態が把握されていません。

民族文化講師ふれあい事業以外の取組も含めて、全ての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上多文化理解教育を実施すれば、子どもたちが多文化理解教育を受ける機会が増えるとともに、多文化理解教育の取組自体もより一層普及していくと考えます。

また、民族文化講師ふれあい事業はカリキュラムや講師などの条件から、取り上げる文化が偏ってしまっているのが現状です。学校が多文化理解教育に取り組む際には、多様な国や地域を取りあげるよう推進してください。各学校がこれまで取り上げてこなかった国や文化を取りあげることができれば、多文化理解教育の内容が充実するだけでなく、国籍や出身地も含め多様化している外国につながる子どもたちへの理解も深めることができます。こうした多文化理解教育の充実には、講師として参加する外国人市民の人材の充実も欠かせません。外国人市民の人材活用という点で既に行われている取組として、日本語教室の学習者が学校に行き、交流しているという事例もあります。母国の文化を紹介したい、講師として協力したいと思っている保護者が、きっかけがないために協力できないといった声も上げられています。保護者や地域住民として学校に関わっている私達外国人市民にも是非声を掛けて講師として活用してください。教育委員会は各学校が多文化理解教育を行う際に、外国人市民や外国人保護者を活用するよう推進してください。学校から積極的に外国人市民や外国人保護者へ声を掛けてもらえれば、外国人市民や外国人保護者と学校のよりよい関係をつくるきっかけにもなります。

川崎で育った子どもたちが将来、多文化理解教育の中で培われた経験や価値観を財産に、国際化社会の中で力を発揮してくれることを期待します。

【4】 学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者へのサポートを充実させる。

1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配付して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。

2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。

【背景・理由】

現在川崎市の外国籍児童生徒は 765人(2011年9月1日現在)です。この他に日本国籍であって国際結婚家庭の子どもや帰国児童生徒等、国籍や言語、文化等の異なる様々なルーツを持つ児童生徒が在籍しています。「川崎市外国人教育基本方針―多文化共生の社会を目指して」は、教育関係者が全ての児童生徒に対して相互の豊かな人間関係を育むように努め、違いを認め合い尊重し合う意識や態度を培うよう求めています。しかし、毎年行われている文部科学省の調査が示すように、学校では多くのいじめのケースが発生しており、教育の大きな課題のひとつとなっていることも事実です。こうした現状から、子どもたちの国籍や文化、言語の違いがきっかけとなりいじめに発展するのではないかと心配されます。

現在市内の小・中学校では、様々ないじめ防止、解決のための取組が行われていますが、いじめに関する様々な事例や対応例等を知ることのできる資料があれば、学校の先生がいじめの解決策を考えるためのヒントとなると考えます。そこで、いじめ問題への対応事例をまとめたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等へ配付して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにしてください。いじめは、様々な要因が複雑に関わって発生しており、児童生徒、家族、教員にとってもデリケートな問題です。個々の事例が明らかになれば、個人情報等のプライバシーが侵害されてしまう恐れもあります。事例を掲載する際には、こうした個人情報に十分に配慮することも大切です。また、特殊な事例や深刻な事例だけではなく、身近で発生しやすいと思われるケースを載せ、どのような対応がのぞましいか対応例が挙げられていれば、日常的にいじめ問題に取り組むためのヒントとなると考えます。

通称名(日本名)で学校に通う外国人児童生徒など、外国につながる子どもたちは、民族や文化、歴史的背景が異なることで、アイデンティティなど様々な悩みを抱えることがあります。また、言葉の問題から親子間や保護者と学校の間のコミュニケーションが難しい場合には、子どもは自分が抱えている悩みをうまく相談できないことがあります。加えて、保護者も学校での子どもの様子やいじめについて聞きたいことや相談したい事があっても、どこに聞いたらよいかわからないといった情報不足や言葉の問題から相談できないでいることも少なくありません。現在、川崎市には子どもや保護者を対象とした様々な教育相談窓口がありますが、多言語で対応しているところはありません。母語で相談できる所があれば、学校に対する不安や学校生活での悩みを言葉できちんと伝えることができるので、問題を把握しやすくなり、解決につながります。また、相談の過程で様々な情報を得ることができるので、保護者自身の学校や教育制度についての理解も深めることができます。日本語指導が必要な子どもに対し、教育委員会が派遣している日本語指導等協力者は、外国人の子どもの学校での悩みや保護者の疑問に母語で対応しており、重要な役割を果たしています。しかし、様々なケースに対応するには限界があり、教育相談窓口の多言語化が求められます。

現在県などでは、外国人向け教育相談窓口が設置されていますが、こうした情報が保護者に十分伝わっていません。広報に努め、外国人保護者向けの教育に関わるサービスについて情報が伝わるようにしてください。学校に関する様々な疑問や悩みを相談できる所があると分かれば、日本の教育制度が分からず不安になっている外国人保護者も安心することができます。また、学校と保護者とのコミュニケーションを深めるために、財団法人川崎市国際交流協会の通訳ボランティアや、日本語指導等協力者による通訳支援のより一層の活用を努めてください。三者面談等の保護者と先生が話し合う機会に通訳を活用できれば、保護者と学校との連携がとりやすくなると考えられます。

川崎市子どもの権利に関する条例の前文では、子どもを社会の大切な一員と位置づけ、「子どもは同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のよりよい環境を創造することに欠かせない役割を持っている」としています。この理念の下に、子どもの健やかな成長のための環境づくりをより一層進めていただくよう、お願いします。

がいこくじんし みんびょうしゃかい かいぎ さまざま かつどう
外国人市民代表者会議の様々な活動

おーぶんかいぎ たぶんかふえすた しみんまつ
オープン会議・多文化フェスタみぞのくち・かわさき市民祭り



Ⅲ かくしゅかつどうじょうきょう 各種活動状況

1

市長・市議会への報告

川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。」及び第2項「市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。」に基づき、市長、市議会に2010年度の代表者会議の報告をしました。

1 市長への報告

2011年4月28日、第8期の王平副委員長が阿部孝夫市長へ2010年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告しました。



2 市議会への報告

2011年6月1日、市民・こども局長（市長代理）が市議会正副議長へ2010年度の年次報告書を提出し、6月6日、市議会市民委員会において市民・こども局人権・男女共同参画室外国人市民施策担当が年次報告の概要を説明しました。

7月27日、王平副委員長が市民委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、2010年度の活動について説明しました。この参考人招致は、市民委員会が代表者会議からの意見を聞き、調査等の参考とするために毎年行われてきたものです。

市民委員会の委員長からは、次のようなコメントがありました。

「代表者会議での調査審議や、様々な市民交流など、本市にとっての大きな柱として大変活発に活動されていることが分かりました。地震への問題が大きな関心となったということですが、私たちも、情報が速やかに伝わるよう努力することが必要かと思いました。代表者会議のメンバーの方々のご努力に改めて敬意を表したいと思います。」



2

オープン会議の企画・運営

オープン会議は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や日本人市民の方々からいろいろな意見を聴いて審議に活かすことを目的に開催しました。

会議のプログラムや広報、当日の進行などは、実行委員会で話し合っただけで企画案を作り、全体会議に諮り、代表者全員が役割を分担して実施しました。

1 実行委員

オパンゴ デケ（実行委員長）、王 平（副実行委員長）、耿 輝、陳 曦、安 栄一、アディカリ スディーブ

2 実行委員会の開催

開催日 2011年 6/12（日） 7/10（日） 9/11（日） 10/30（日） 12/11（日）

各回の会議の前に行いました。オープン会議の内容、目的、広報の方法、当日のプログラム、役割分担などについて話し合い、12月は企画内容を振り返りました。

3 会議の広報

今年もオープン会議の広報として、市内の日本語教室（ふれあい館、国際交流センター、各区市民館）を訪問し、会議への参加を呼びかけました。

4 当日の主な役割分担

全体責任者	オパンゴ
司会	アディカリ、中森
意見交換会（進行役）	チャート、ダンカン
〃	（タイムキーパー）
	コロソツィ、柳澤



5 感想・反省点など

- ① もっと他の外国人市民に代表者会議を知ってもらうためには、普段から宣伝が必要。
- ② 昨年度と違う方式で良かった。毎年、違う方式にした方が、新鮮味があって良い。
- ③ 時間の制限を明確にして、テーマを絞って進行したことが良かった。
- ④ 委員長、副委員長、部会長、副部会長の顔を参加者に知ってもらえて良かった。
- ⑤ 色々な意見を聞くことができて良かった。
- ⑥ 多くの方と交流ができてとても良い時間だった。

- ⑦ 川崎市の代表者会議が、色々なところで注目されていることが分かって驚いた。
- ⑧ このような機会があるのは重要だと思う。
- ⑨ 代表者以外の方からの意見をいただくのは提言をまとめるにあたって必要だと思う。
- ⑩ 部会を分けない方式で行ったことは、とても良かった。

3 ニューズレターの編集

ニューズレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、代表者会議を接点とした外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針として、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

1 編集委員

チャート デビット (委員長)、鄭 昭辰、生出 オリエッタ、金 祥和

2 編集委員会の開催

回	ねんがっぴ 年月日	ないよう 内容
第1回	2011年 6月12日 (日)	編集委員長の選出、年間計画、ニューズレター No. 42 の編集計画、翻訳校正担当者の確認
第2回	7月10日 (日)	No. 42 の記事・レイアウトの検討
第3回	9月11日 (日)	No. 43 の記事・レイアウトの検討
第4回	10月30日 (日)	No. 44 の記事・レイアウトの検討
第5回	12月11日 (日)	No. 43 の記事・レイアウトの確認
第6回	2012年 2月19日 (日)	No. 44 の記事・レイアウトの確認

3 今年度発行のニューズレターと主な内容

No. 42 7月31日発行

- 1ページ：東日本大震災で被災された皆さまへ、多文化フェスタみぞのくち・かわさき市民祭り・オープン会議のお知らせ、第9期代表者の募集
- 2ページ：2011年度会議スケジュール、社会生活部会の審議内容紹介
- 3ページ：2010年度調査審議内容の市長への報告、教育文化部会の審議内容紹介
- 4ページ：情報コーナー (川崎市 各区別・外国人登録者数)
新委員長・副委員長の紹介、居住支援制度 (外国人市民のためのお役立ち情報)

No. 43 1月31日発行

1ページ：オープン会議開催報告

2ページ：多文化フェスタみぞのくち参加報告、社会生活部会の審議内容紹介

3ページ：かわさき市民祭り参加報告、教育文化部会の審議内容紹介

4ページ：情報コーナー（川崎市 各区分・外国人登録者数）、会議スケジュール

災害に備える一情報はどこにあるの？－（外国人市民のためのお役立ち情報）

No. 44 3月31日発行

1ページ：第8期外国人市民代表者会議終了

2ページ：第8期外国人市民代表者会議提言の概要

3ページ：第8期外国人市民代表者会議を振り返って（各代表者の感想等）

4ページ：新しい在留管理制度について（外国人市民のためのお役立ち情報）

発行部数：日本語 3,000部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、
タガログ語 各700部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、
市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、
日本語教室等外国人に関わる団体、留学生寮、エスニックメディア、他都市の
外国人市民施策担当部局など。なお、代表者会議のホームページにも掲載。

4 翻訳チェック担当者

韓国・朝鮮語：鄭 昭辰

中国語：耿 輝

ポルトガル語：中森 ジュリア みどり

英語：チャート デビト

スペイン語：オカンボス エルナン

タガログ語：那谷屋 ジンキー

5 まとめ

今年度のニューズレターは、部会の審議内容を詳しく説明し、代表者以外の外国人市民に
会議の内容が伝わるよう工夫しました。また、No. 42 の一面に「東日本大震災で被災され
た皆さまへ」と題して、代表者のメッセージを載せ、日本に共に暮らす一員としての
代表者の気持ちを伝える場として活用しました。「外国人市民のためのお役立ち情報コ
ーナー」を審議内容と関連したトピックにする、イラストを入れて読みやすくするなどの
工夫をし、審議の中でも課題となった「情報不足」の問題解決に向けて、代表者会議とし
て積極的に取り組むことができました。

4

多文化フェスタみぞのくちへの参加

「多文化フェスタみぞのくち」は、地域に暮らす障がいのある人や外国人、子どもや高齢者などさまざまな立場の人々が交流し、多文化共生のまちづくりをすすめる高津市民館の自主事業で、代表者会議も「市民との交流や相互理解を深めるとともに代表者会議の広報を行うこと」を目的に実行委員会で企画を立てて参加しました。

多文化フェスタみぞのくち 2011

日時 2011年10月22日（土）10：30～15：00

場所 川崎市高津市民館（ノクティ2）11階

1 実行委員

コロんツイ カロル（実行委員長）、呉 潔、許可欣、高橋 ロサ、中村 ジュディス、ルラン オリヴィエ

2 実行委員会の開催

開催日 6/12（日） 7/10（日）
9/11（日） 10/30（日）

代表者会議の前に行いました。

3 活動内容

[料理屋台を出店]

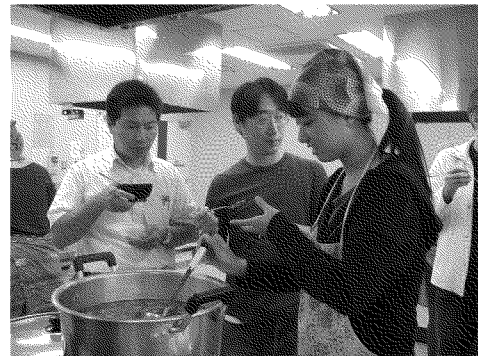
- ① スロバキアのグヤーシュ
- ② フィリピンのビーフン
- ③ 中国のえびせんべい

[広報資料の配布]

- ① ニューズレター
- ② オープン会議チラシ
- ③ 市民祭りチラシ
- ④ 第9期外国人市民代表者会議の代表者募集案内

4 代表者の感想

- ① 直接多くの市民と交流ができたので、参加して良かった。



- ② 当日は雨で会場が室内のため来場者が少なかったが、みんなで協力できたので、料理も好評で、とても盛り上がった。
- ③ 事故もなく、他の参加団体の方々とも交流できて良かった。
- ④ 事前準備や当日の段取りが良かった。
- ⑤ 市内に多くの外国人市民が住んでいることを実感でき、多文化理解にも繋がると思った。
- ⑥ 料理が日本人にはなじみのない物もあったため、料理の説明が書いてあるものを用意すると良かったと思う。
- ⑦ 代表者会議をもっとPRできるようなポスターやチラシを作ったほうがよいと思った。
- ⑧ 次回のメニューには、外国の伝統茶等を用意したら良いのではないかな。



5 かわさき市民祭りへの参加

外国人市民と日本人市民の交流を深め、各国の紹介と代表者会議の広報を行うことを目的に、今年度もかわさき市民祭りに参加しました。



【パレード】



【テント】

1 実行委員

朴 昌浩 (実行委員長)、エドモンド ダンカン (第34回かわさき市民祭り実行委員)、鈴木 新琴、タオワン キッティチャイ、中森 ジュリアみどり、那谷屋 ジンキー、柳澤 アンナ

2 実行委員会の開催

開催日 6/12 (日) 7/10 (日) 9/11 (日) 10/30 (日) 12/11 (日)

代表者会議の前に行いました。

3 第34回 かわさき市民祭り 参加概要

日程 2011年11月 5日 (土)、6日 (日)

場所 川崎区富士見公園一帯 (ふるさと 交流広場)

内容 世界のお茶提供、民族衣装体験、世界の人形、コイン展示、風船ヨーヨー、民族楽器展示、世界のクイズ、世界の遊具、代表者会議資料の配布等、パレードへの参加 (6日)、ステージイベント (5日、6日)

ステージの内容 ～各国の歌と踊り～

♪ブラジルの歌 ♫韓国舞踊 ♪インド古典舞踊
♪中国の二胡、琵琶 ♫モンゴルの音楽 ♪ブラジルの踊り (こども)
♪外国人市民代表者会議の紹介

4 代表者の感想

- ① テントに展示されるものについて、全員説明できるようにしたほうが良い。
- ② 代表者会議のテントの迫力がちょっと足りないような気がした。
- ③ パレードに、それぞれの国の民族衣装を着れば、もっと各国の紹介ができると思う。
- ④ ふるさと 交流広場のステージで私たちのパフォーマンスができてよかった。
- ⑤ 日本人市民と交流することができますので、市民祭りに参加することはよいと思う。



【ステージイベント 韓国舞踊】



【外国人市民代表者会議の紹介】

6 だいひょうしゃ かつどうじょうきょう 代表者の活動状況

「要求から参加へ」をキーワードに、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の
代表者という立場で行政の各種委員等の活動を行ったり、個人として学校、市民館等の
講師をするなど、積極的に社会参加をしています。

だいひょうしゃかいぎだいひょうしゃ かつどう 【代表者会議代表者としての活動】

いいんかいとう 委員会等	じむきょく しゅさいしや 事務局・主催者	だいひょうしゃめい 代表者名
かわさきせいしやうねんもんだいきょうぎかい 川崎市青少年問題協議会	しみん きょくせいしやうねんいくせい 市民・こども局 青少年育成課	えどもんど だんかん エドモンド ダンカン
かわさきせいじんしききかくじっしいいんかい 川崎市成人式企画実施委員会	しみん きょくせいしやうねんいくせい 市民・こども局 青少年育成課	たおわん きつていちゃい タオワン キッテイチャイ
だい かい しみんまつ じっこういいんかい 第33回かわさき市民祭り実行委員会	けいざいろうどうきょくぎやうかんかんこうか 経済労働局 商業観光課	えどもんど だんかん エドモンド ダンカン
かわさきこくさいこうりゅうきょうかいひょうぎいん 川崎市国際交流協会評議員	ざい かわさきこくさいこうりゅうきょうかい (財)川崎市国際交流協会	きよ かきん 許可欣
かわさきこくさいこうりゅうせんたくつようきかくけんとういいんかい 川崎市国際交流センター活用企画検討委員会	ざい かわさきこくさいこうりゅうきょうかい (財)川崎市国際交流協会	ぼく ちゃんほ 朴 昌浩
かわさきこくさいこうりゅうせんたくつようきかくけんとういいんかい 川崎市国際交流センター活用推進委員会	ざい かわさきこくさいこうりゅうきょうかい (財)川崎市国際交流協会	きよ かきん 許可欣
かわさきぶんかざいだんひょうぎいん 川崎市文化財団評議員	ざい かわさきぶんかざいだん (財)川崎市文化財団	えどもんど だんかん エドモンド ダンカン
たぶんかふえすたぞの じっこういいんかい 多文化フェスタみぞのくち実行委員会	たかつしみんかん 高津市民館	うー じょ 呉 潔
がいこくじんにほんごすぴーちこんですと審査員 外国人日本語スピーチコンテスト審査員	ざい かわさきこくさいこうりゅうきょうかい (財)川崎市国際交流協会	おばんご だけ オパンゴ デケ

こじん かつどう 【個人としての活動】

1 にほんごしどうとうきょうりよくしや 日本語指導等協力者

だいひょうしゃめい 代表者名	がっこうめい 学校名
うー じょ 呉 潔	ひがしかきおしょうがっこう 東 柿生小学校

2 たこうてきしせつ きかん その他公的施設・機関

だいひょうしゃめい 代表者名	かつどうないよう 活動内容	じっしだんたい しゅさいしや 実施団体・主催者
なかもり じゅりあ みどり 中森 ジュリア みどり	かわさきしがいいこくじんきょういくすいしんれんらくきょうぎかい 川崎市外国人教育推進連絡協議会	かわさきしきょういくいいんかい 川崎市教育委員会
	たぶんか こ きょういく しえん 多文化の子どもたちの教育と支援	かわさき市民アカデミー
きよ かきん 許可欣	おやこ まな にほんご 親子で学ぶ日本語ひろば	かわさきこくさいこうりゅうきょうかい 川崎市国際交流協会
なたにや じんきー 那谷屋 ジンキー	ぼらんてい あほじょそうだんいん かわさきくやくしよ ボランティア補助相談員 (川崎区役所)	かわさきこくさいこうりゅうきょうかい 川崎市国際交流協会
なかむら じゅでいす 中村 ジュディス	ぼらんてい あほじょそうだんいん かわさきくやくしよ ボランティア補助相談員 (川崎区役所)	かわさきこくさいこうりゅうきょうかい 川崎市国際交流協会
えどもんど だんかん エドモンド ダンカン	だいしんさい がいこくじん く ぱねりすと 大震災と外国人の暮らし パネリスト	かわさきこくさいこうりゅうきょうかい 川崎市国際交流協会

*この報告は本人の申し出により作成しました。

7

専門調査員の活動状況

かわさきしがいいくじんしみんしきくせんもんちようさいん だいいひようしゃかいぎ せいふくいんちようぶかいちようかいぎ しゅつせき
 川崎市外国人市民施策専門調査員として代表者会議、正副委員長部会長会議に出席したほか、以下のような活動を行いました。

1 情報収集・調査

- ① かわさきしきかいしみんいんかい ぼうちよう ねん がつ ねん にち
 川崎市議会市民委員会 傍聴 (2011年6月6日、2011年7月27日)
- ② かながわじんけんせんたいだい きじんけんがっこう さんか ねん がつ ねん にち
 神奈川県人権センター「第18期人権学校」参加 (2011年5月12日、2011年5月19日)
- ③ かながわこくさいこうりゆうざいだん ふおーらむ かながわ がいいくじん こみゆにてい
 神奈川県国際交流財団フォーラム「神奈川の外国人コミュニティのこれから～
 ひがしにほんだいいしんさい たぶんかきようせい ちいき さんか ねん がつ ねん にち
 東日本大震災と多文化共生の地域づくり」参加 (2011年5月20日)
- ④ かながわじちたい こくさいせいさくけんきゅうかい ふいーるどわーくさんか ねん がつ ねん にち
 かながわ自治体の国際政策研究会 フィールドワーク参加 (2011年6月18日)
- ⑤ あーすぷらざがいいくじんけんみんそうだんけんしゅうかいさんか ねん がつ ねん にち
 あーすぷらざ外国人県民相談研修会参加 (2011年9月29日)
- ⑥ あさおしみんかんへいわ じんけんがくしゅうさんか ねん がつ ねん にち
 麻生市民館平和・人権学習参加 (2012年2月8日)
- ⑦ ちきゅう ちきゅう むらしんぼじうむさんか ねん がつ ねん にち
 地球ことば村シンポジウム参加 (2012年2月25日)

2 広報・啓発・交流活動

- ① かわさきしがいいくじんしみんだいひようしゃかいぎ にゅーずれたー へんしゅう
 川崎市外国人市民代表者会議ニューズレターNo. 42、43、44 編集
- ② かわさきしがいいくじんしみんだいひようしゃかいぎ ほーむぺーじ にほんごばん えいごばん すいじじょうほうこうしん
 川崎市外国人市民代表者会議ホームページ(日本語版・英語版) 随時情報更新
- ③ かわさきしほーむぺーじ がいいくじんしみんしきくたんどう ペーじ すいじじょうほうこうしん
 川崎市ホームページ 外国人市民施策担当のページ 随時情報更新
- ④ かわさきしみんまつりさんか ねん がつ ねん にち
 かわさき市民まつり参加 (2011年11月5日、11月6日)
- ③ おーぶんかいぎこうほう しきじきょうしつ ほうもん ねん がつ ねん にち
 オープン会議広報のため識字教室を訪問 (2011年11月1日)
- ④ かわさきじんけんもんだいきぎょうけんしゅうかい きぎょう しゃかいてきせきにん じんけん ひと たようせい はいりょ
 川崎市人権問題企業研修会「企業のCSR(社会的責任)と人権～人の多様性に配慮
 した職場づくり」(2012年1月20日) 担当

3 資料・報告書作成

- ① ねん どのかわさきしがいいくじんしみんだいひようしゃかいぎ だい かい だい かい ぎじろく
 2011年度川崎市外国人市民代表者会議 第1回～第4回議事録
- ② ほごしゃしえん ねん がつ ねん にち
 保護者支援のまとめ (2011年6月12日)
- ③ たぶんかりかいききょういく ねん がつ ねん にち
 多文化理解教育のまとめ (2011年6月12日)
- ④ もんだい ねん がつ ねん にち
 いじめ問題について (2011年6月12日)
- ⑤ たいきじどうすう ねん がつ ねん にち
 待機児童数について (2011年9月11日)
- ⑥ ほいくしよにゆうしよ ゆうせん きじゆん ねん がつ ねん にち
 保育所入所のときに優先される基準について (2011年9月11日)
- ⑦ きょういくぶんかぶかい かくてーま ていげん こうほ ねん がつ ねん にち
 教育文化部会 各テーマの提言の候補 (2011年10月30日)
- ⑧ たぶんかりかいききょういく ていげんあん ねん がつ ねん にち
 多文化理解教育 提言案 (2012年1月22日)
- ⑨ もんだい ていげんあん ねん がつ ねん にち
 いじめ問題 提言案 (2012年1月22日)

- ⑩ 教育文化部会 提言案 (2012年2月19日)
- ⑪ ニューズレター編集委員会資料 随時

4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会外国人市民施策専門部会
(2011年8月16日、2012年3月22日)
- ② 川崎市多文化共生施策検討委員会
(2011年7月29日、10月14日、12月2日、2012年1月27日、3月14日)
- ③ 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
(2011年8月5日、2012年1月13日、2月12日)
- ④ 川崎市地域日本語教育推進協議会 (事務局：教育委員会生涯学習推進課)
(2011年11月10日、2012年2月2日)
- ⑤ 川崎市ホームページリニューアルに伴う外国人市民向けページ打ち合わせ出席
(随時)

5 まとめと課題

専門調査員の活動には、調査審議資料の作成など外国人市民代表者会議に関するものに加えて、ホームページやニューズレターを通じて、外国人市民向けに必要な情報を発信することが挙げられます。昨年3月に大きな被害を出した東日本大震災の経験は、私たちの日常生活の中にある様々な課題に気付くきっかけとなりました。代表者会議の中では、緊急時の情報が外国人市民に届かないという課題が挙げられ、様々なアイデアが話し合われました。今後は災害時の情報発信のあり方が、行政の一層重要な課題となるでしょう。ニューズレターではこうした課題への取組の1つとして防災情報を「外国人市民のお役立ち情報コーナー」で取り上げました。また、代表者会議の資料コーナーに置かれた日本語・英語の防災マップはより多くの方が手に取るようになり、人々の防災に対する意識の変化も生まれています。市のホームページでは「がいこくじんのかたへ」というクイックリンクを作成し、やさしい日本語で緊急情報や市内の放射線の状況など様々な情報を発信しました。技術の発展とともに、生活の中で使う情報ツールは変化していきます。こうした変化の中で、常に外国人市民へきちんと情報が伝えられているかチェックしながら、情報発信を進めていきたいと思っています。専門調査員 西口 里紗

IV し資 りょう料

かわ さき し の こく せき べつ がい こく じん とう ろく しゃ すう
川 崎 市 の 国 籍 別 外 国 人 登 録 者 数

(各月末日現在・人)

ねん づき おも こくせき 主な国籍	2001.3 (H13)	2002.3 (H14)	2003.3 (H15)	2004.3 (H16)	2005.3 (H17)	2006.3 (H18)	2007.3 (H19)	2008.3 (H20)	2009.3 (H21)	2010.3 (H22)	2011.3 (H23)	2011.12 (H23)
ちゆうこく 中国	4,714	5,452	6,092	6,658	6,774	7,391	8,192	9,202	10,003	10,423	10,611	10,349
かんこく ちようせん 韓国・朝鮮	9,252	9,427	9,358	9,266	9,152	9,118	9,239	9,450	9,539	9,290	9,066	8,757
ふいりびん フィリピン	2,326	2,640	2,879	3,280	3,319	3,494	3,722	3,863	3,939	3,891	3,836	3,870
いんど インド	340	471	558	664	674	797	870	982	1,178	1,192	1,155	1,038
ぶらじる ブラジル	1,285	1,394	1,401	1,414	1,377	1,393	1,384	1,365	1,409	1,188	1,123	964
あめりか アメリカ	630	645	675	685	727	764	782	754	821	797	779	748
べとなむ ベトナム	180	209	235	262	274	339	435	553	584	617	649	648
べるー ペルー	448	511	568	589	603	616	598	618	608	586	567	541
たい タイ	471	498	457	483	514	551	564	586	637	589	568	539
ねばーる ネパール	65	97	118	118	128	142	142	180	307	325	326	359
いぎりす イギリス	227	243	286	328	313	342	333	325	330	322	326	297
いんどねしあ インドネシア	228	218	227	217	245	280	302	329	305	308	280	288
まれーしあ マレーシア	204	213	206	202	199	183	176	174	196	204	200	218
すりらんか スリランカ	82	108	111	144	195	189	197	200	204	209	215	203
ばんぐらデシ バングラデシュ	149	157	174	178	172	175	191	182	183	182	182	168
かなだ カナダ	189	214	220	208	241	227	229	219	206	201	178	162
ふらんす フランス	73	82	94	103	121	127	127	154	163	156	161	159
おーすとらりあ オーストラリア	168	200	231	245	237	246	204	196	180	177	154	134
どいつ ドイツ	105	105	96	99	101	116	122	131	152	130	130	115
みゃんまー ミャンマー	62	73	83	87	88	86	95	102	110	124	122	110
その他	1,167	1,242	1,282	1,406	1,370	1,249	1,396	1,249	1,529	1,703	1,518	1,458
がいにこくじんそうすう 外国人総数	22,365	24,199	25,351	26,636	26,824	27,825	29,300	31,014	32,583	32,614	32,146	31,125
がいにこくじんひりつ 外国人比率	1.78%	1.90%	1.97%	2.05%	2.05%	2.10%	2.18%	2.25%	2.33%	2.32%	2.25%	2.17%

かわさきし こくせきべつがいこくじんとろうくしやう ぜんこくせき
川崎市の国籍別外国人登録者数 (全国籍)

ねん がつまつじつげんざい
2011年12月末日現在

No.	国籍名	人	No.	国籍名	人	No.	国籍名	人
1	中国	10,349	41	アイルランド	21	81	ドミニカ共和国	
2	韓国・朝鮮	8,757	42	スウェーデン	21	82	エルサルバドル	
3	フィリピン	3,870	43	モロッコ	18	83	フィジー	
4	インド	1,038	44	ポーランド	17	84	ガボン	
5	ブラジル	964	45	オランダ	16	85	ガンビア	
6	アメリカ	748	46	エクアドル	13	86	ギリシャ	
7	ベトナム	648	46	タンザニア	13	87	グアテマラ	
8	ペルー	541	46	ウズベキスタン	13	88	ガイアナ	
9	タイ	539	49	ケニア	12	89	ホンジュラス	
10	ネパール	359	50	ベルギー	11	90	ジャマイカ	
11	イギリス	297	50	ラオス	11	91	カザフスタン	
12	インドネシア	288	50	セネガル	11	92	クウェート	
13	マレーシア	218	53	チリ	10	93	キルギス	
14	スリランカ	203	53	イスラエル	10	94	ラトビア	
15	バングラデシュ	168	55	フィンランド	9	95	レソト	
16	カナダ	162	55	コートジボアール	9	96	リトアニア	
17	フランス	159	56	チュニジア	9	97	マリ	
18	オーストラリア	134	58	コンゴ民主共和国	8	98	モーリシャス	
19	ドイツ	115	58	コスタリカ	8	99	ミクロネシア	
20	ロシア	111	58	エジプト	8	100	モルドバ	
21	ミャンマー	110	58	ギニア	8	101	ニカラグア	
22	イラン	100	62	アルジェリア	7	102	ノルウェー	
23	パキスタン	99	62	オーストリア	7	103	オマーン	
24	アルゼンチン	62	62	ブルガリア	7	104	パラオ共和国	
25	シンガポール	59	62	デンマーク	7	105	パレスチナ	
26	モンゴル	56	62	エチオピア	7	106	パナマ	
27	ナイジェリア	54	62	ハンガリー	7	107	サモア	
28	ガーナ	52	62	ボツワナ	7	108	サウジアラビア	
29	ボリビア	51	69	キューバ	6	109	セルビア	
30	イタリア	44	69	ウガンダ	6	110	スロバキア	
30	ルーマニア	44	69	ベネズエラ	6	111	南アフリカ共和国	
32	ウクライナ	40	72	アフガニスタン		112	スーダン	
33	ニュージーランド	37	73	アルメニア		113	シリア	
34	カンボジア	34	74	バハマ		114	トーゴ	
35	コロンビア	33	75	バルバドス		115	トンガ	
35	トルコ	33	76	ベラルーシ		116	トリニダード・トバゴ	
37	スペイン	28	77	ベナン		117	ツバル	
38	メキシコ	27	78	カメルーン		118	ウルグアイ	
39	スイス	26	79	クロアチア		119	無国籍	34
40	パラグアイ	22	80	チェコ				

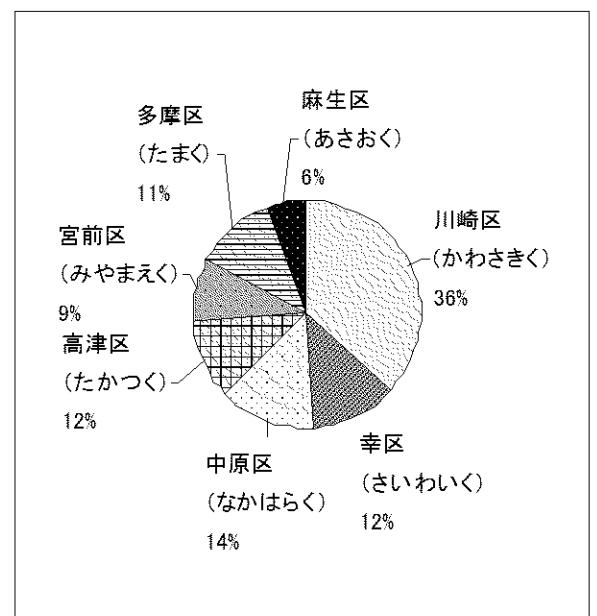
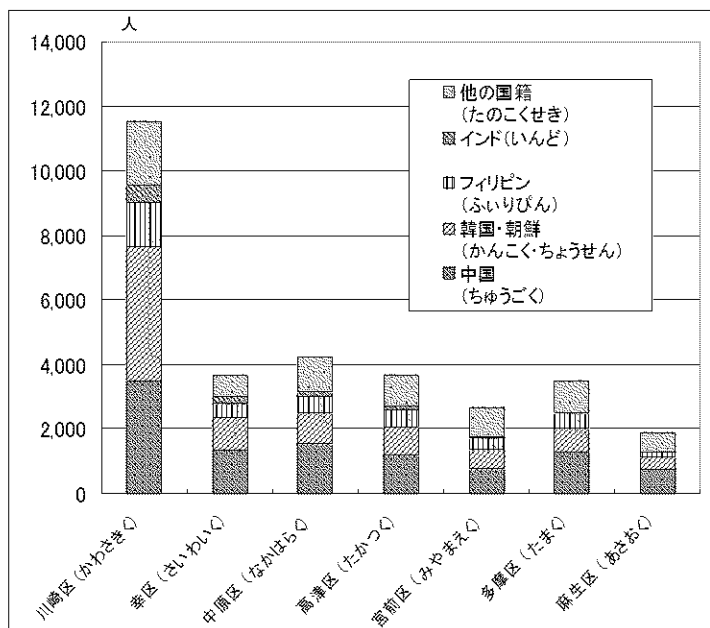
5
人
未
満

ごうけい にん
合計 31,125人

く べ つ お も こ く せ き べ つ が い こ く じ ん と う ろ く し ゃ す う
 区 別 ・ 主 な 国 籍 別 外 国 人 登 録 者 数

ね ん が つ ま つ じ つ げ ん ざ い
 2011年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	た か つ く 高津区	みやまえく 宮前区	た ま く 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	ちゅうごく 中国	3,495	1,327	1,527	1,189	772	1,289	750	10,349
2	かんこく・ちようせん 韓国・朝鮮	4,123	1,033	977	901	624	725	374	8,757
3	ふいりびん フィリピン	1,416	432	520	537	346	480	139	3,870
4	いんど インド	548	232	122	66	26	34	10	1,038
5	ぶらじる ブラジル	576	58	77	82	64	69	38	964
6	あめりか アメリカ	63	77	144	134	122	108	100	748
7	べとなむ ベトナム	210	53	73	94	85	99	34	648
8	べルー ペルー	297	118	23	35	36	6	26	541
9	たい タイ	202	62	81	66	46	48	34	539
10	ね ば ー ぬ ネパール	77	28	129	31	17	72	5	359
	た の こ く せ き 他の国籍	522	242	590	515	510	589	344	3,312
	ごうけい にん 合計(人)	11,529	3,662	4,263	3,650	2,648	3,519	1,854	31,125



2

ていしゅつしりよういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりよう おも ちようさしんぎ かんれん あ ていしゅつ び
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。() は提出日
です。

【1】 じょうほう とうけい 情報・統計

1 しゃかいせいかつぶがいかんけい 社会生活部会関係

- ① ろうどうしえん ねん がつ にち
労働支援について (2011年5月15日)
- ② ねんきんせいど ねん がつ にち
年金制度について (2011年5月15日)
- ③ がいこくじん ちようさ がいこくじんしみん こえ と あ し す て む ねん がつ にち
外国人への調査、外国人市民の声をとり上げるシステム (2011年6月12日)
- ④ こくみんねんきんききんしりよう ねん がつとお か
国民年金基金資料 (2011年7月10日)
- ⑤ にほんねんきんきこうしりよう ねん がつとお か
日本年金機構資料 (2011年7月10日)
- ⑥ しゃかいさんか ねん がつ にち
社会参加について (2011年9月11日)
- ⑦ しゃかいせいかつぶがいかん ねん がつ にち
社会生活部会 これまでのまとめ (2011年9月11日)

2 きょういくぶんかぶがいかんけい 教育文化部会関係

- ① ほごしゃしえん ねん がつ にち
保護者支援のまとめ (2011年6月12日)
- ② たぶんかりかいきょういく ねん がつ にち
多文化理解教育のまとめ (2011年6月12日)
- ③ もんだい ねん がつ にち
いじめ問題について (2011年6月12日)
- ④ かわさきし す がいこくじん みな ねん がつとお か
川崎市に住む外国人の皆さんへ (2011年7月10日)
- ⑤ かわさきし たげん ごこうほうしりよういちらん ねん がつとお か
川崎市の多言語広報資料一覧 (2011年7月10日)
- ⑥ たいきじどうすう ねん がつ にち
待機児童数について (2011年9月11日)
- ⑦ はいくじょにゆうしよ ゆうせん きじゆん ねん がつ にち
保育所入所のときに優先される基準について (2011年9月11日)

【2】 はなし あ とう 話合いのまとめ等

- ① ぜんかいかいぎ ずいじ
前回会議のまとめ (随時)
- ② かくぶかい しんぎ ずいじ
各部会の審議のまとめ (随時)
- ③ ねんどおーぶんかいぎ ねん がつ にち
2011年度オープン会議のまとめ (2012年1月22日)
- ④ かくしゅじつこういんかいほうこく ずいじ
各種実行委員会報告 (随時)
- ⑤ ぼうちようしゃ こえ ずいじ
傍聴者の声 (随時)

【3】^{ぎじろく}議事録

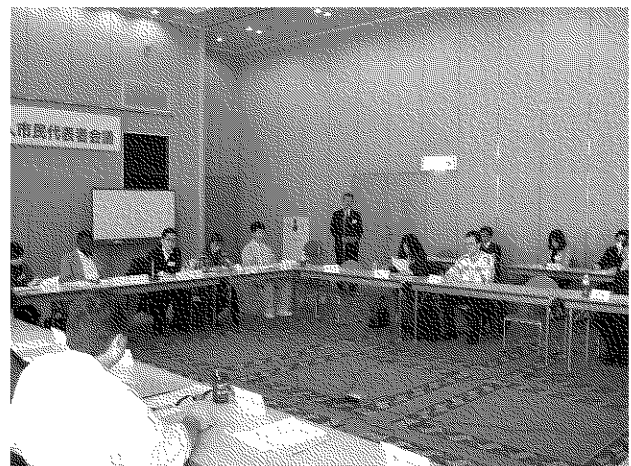
- ① ^{ねん どかわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎだい} 2011年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回^{かいぎじろく}議事録 ^{ずいじ}（随時）

【4】^{ねんじほうこく にゅーずれたーとう}年次報告・ニューズレター等

- ① ^{ねん ど} 2010年度^{ねんじほうこく}「年次報告」^{ねん がつ にち}（2011年4月28日）
- ② ^{にゅーずれたー}ニューズレターNo. 42、43、44 ^{ずいじ}（随時）

【5】^たその他

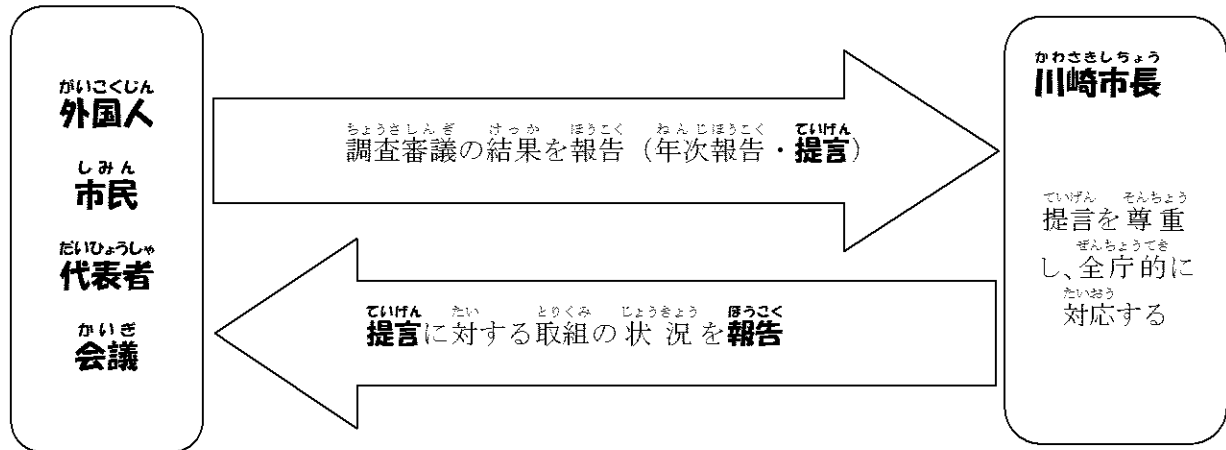
- ① ^{かくしゅぎょうじ} 各種行事への^{さんか}参加について ^{ねん がつ にち}（2011年5月15日）
- ④ ^{じっこういんかいとう} 実行委員会等について ^{ねん がつ にち}（2011年5月15日）
- ⑤ ^{し しんぎかいとういん} 市の審議会等委員について ^{ねん がつ にち}（2011年5月15日）
- ⑥ ^{ていげん とりくみじょうきょうほうこく} 提言の取組状況報告について ^{ねん がつ にち}（2012年1月22日）



3

提言の取組 状 況

【1】 提言の取組 状 況 調査と報告について



代表者会議は1996年の第1期から、市長に意見（提言）を提出しています。市は条例により、提言を尊重することとされており、各提言の担当局を決めて取組を行っています。

提言の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日現在の調査をし、代表者会議に報告しています。今年度調査・報告を行ったのは、2010年度調査で取組状況が「B（＝取組中・検討中）」だった提言についてです。

取 組 状 況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたものの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したもの。取組状況報告は「A」となった年度で終了。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているもの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。今年度の途中経過を報告するとともに、来年も進捗状況を調査し、報告します。

なお、2006年度までの報告の内容は、『提言集＜1996～2005年度＞』（2007年3月発行）に、2007 から 2010年度までは、各年度の年次報告に掲載されています。

【2】これまでの提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内 よう 容	たんとうきょく 担当局	とりぐみじょうきょく 取組状況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ そ う ご り かいきょうい く すいしん 外国人と日本人の子どもの相互理解教育の推進	きょうい かい 教育委員会	ねん ど 2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょうい けんきょうきょうざいとう せいび 外国人教育研究協議会等の整備	きょうい かい 教育委員会	ねん ど 2004年度 A
	①～3	①～1のためのガイドライン作成等	きょうい かい 教育委員会	ねん ど 2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしや こんだん ばとうせっち 教員、日本人・外国人保護者の懇談の場等設置	きょうい かい 教育委員会	ねん ど 2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい せいてい 住宅条例の制定	まちづくり局	ねん ど 2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか ほうほう けんとう 住宅条例の効果をあげる方法の検討	まちづくり局	ねん ど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ じょうほうこーなー せっち 外国人市民向け情報コーナーの設置	しみんきょく 市民局	ねん ど 2002年度 A
	③～2	がいこくご しりょう りすと はいふ 外国語による資料などのリスト配布	しみんきょく 市民局	ねん ど 2003年度 A
	③～3	がいこくご しりょう たい しみんいけん き と 外国語の資料に対する市民意見を聞き取る	しみんきょく 市民局	ねん ど 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど じゅうじつ 留学生修学奨励金制度の充実	しみんきょく 市民局	ねん ど 2002年度 A
	①～2	りゅうがくせい じゅうたく かくほ 留学生の住宅の確保	しみんきょく 市民局	ねん ど 2005年度 A
	①～3	りゅうがくせい がくせいかいがん けんせつ けんとう 留学生の学生会館の建設の検討	しみんきょく 市民局	ねん ど 2005年度 A
	②	しゅつにゅうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねん ど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみんとう じゅうたくにゅうきょしえん 外国人市民等の住宅入居支援	まちづくり局	ねん ど 2002年度 A
	③～2	にゅうきょき べつ けいはつ けんちじ ようぼう 入居差別をなくす啓発を県知事に要望	まちづくり局	ねん ど 2003年度 A
	③～3	にゅうきょ こうてきほしょうにんきこう せつりつ 入居の公的保証人機構の設立	まちづくり局	ねん ど 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねん ど 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい とうろくぼらんていあ じゅうじつ 国際交流協会の登録ボランティアの充実	そうむきょく 総務局	ねん ど 2002年度 A
	④～3	がいこくじんしみんむ がいど はいふかつよう 外国人市民向けガイドの配布活用	そうむきょく 総務局	ねん ど 2002年度 A
1998	①～1	あすくる こうほう アスクルの広報	そうむきょく 総務局	ねん ど 2002年度 A
	①～2	ぶんかせんたーしょくいん こくさいりかいけんしゅう こども文化センター職員の国際理解研修	そうむきょく 総務局	ねん ど 2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じとせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふく してあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねっとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくき ほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいり かいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐら ぼすたーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきょく 総務局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうできしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじん ほーむへるばー ようせいつう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいで こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふく してあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりょ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえんとう 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援等	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	でんにゅうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶん かりかい こー なー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきでき じょうほう そうだんきかい ていきよう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんとうしゃ せっちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうき かくきよく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう とうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうき かくきよく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局 きよく	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようほう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局 きよく	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局 きよく	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん だったいいちじきんせいど かいぜん くに ようほう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふく しくきよく 健康福祉局	B
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	みじか ちいさ おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	いけんひようめい かんきようせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんきよく 市民局	B
	②～2	ちほうさんせいけんくにくに はたら 地方参政権を国に働きかける	しみんきよく 市民局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんきよく 市民局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりよう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみんきよく 市民局	B
	③～3	みぢか ばしょ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきよく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりよく きぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	こうこうしんがくじょうほうち しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～3	こうこうにゅうがくごし しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつしりよう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきよく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきよく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていききょうじょうほう とういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみんきよく 市民局	B
	③～2	くやくしよちやうしゃない あんないひようじ 区役所庁舎内の案内表示	しみんきよく 市民局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと え も じ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゅうし てきおふ がくしゅうし えん し く 高等学校入試に適応するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゅうしせい ど どうにゅう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶん か こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこく こ ぶんかなど たぶん かりかいきょういく 外国につながる子どもたちの文化等を多文化理解教育 と い に取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	いりようそうだん つ そ しゃはけん し えん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	③～2	し ほーむぺーじ いりようじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A B
	④～1	しよくいんとう せんもんでき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんでき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん きょく 市民・こども局	B

たんとくきょく ていげん じ めいしょう
※担当局は提言時の名称

【3】 ていげん とりくみじょうきょう 提言の取組状況

これまでに^だ出されたすべての^{ていげんおよ}提言及びそれに対する^{たい し とりくみじょうきょうほうこく けいさい}市の取組状況報告を掲載しました。

^{とりくみじょうきょう}取組状況が「^{いつてい せい か え}A (=一定の成果を得た)」の^{ていげん}提言については、^{ねんど}Aとなった年度の^{とりくみじょうきょう}取組状況報告、^{ほうこく とりくみじょうきょう}取組状況が「^{とりくみちゅう けんとうちゅう ていげん}B (=取組中・検討中)」の^{ねん}提言については、^{ねん がつついたちげんざい}2011年10月1日現在の^{とりくみじょうきょうほうこく けいさい}取組状況報告を掲載しています。

(※…^{ていげん}提言のうち、^{しゃじ ひょうじ}斜字で表示された^{ぶぶん}部分は^{ねんどちようさ}2011年度調査とした^{こうもく}項目です。)

1996年度・提言①

教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。

- 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。
- あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育・研究協議会(注)のような推進体制を整備する。
- 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。
- また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



- 1 2002年度 A
- 1997年度から教育委員会 内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究協議会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく教育の推進に努めてきた。
外国籍児童・生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

- 2,3 2004年度 A
- 各市立学校に国際理解教育 担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等 協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
 - 1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。
また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

4 中学校 国際教育 研究 部会の主催で国際教育 座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催しているスチューデント・インターナショナル フェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となってきた。

このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

ねんど ていげん 1996年度・提言②

にゅうきょ さべつ きんし じょうこう も こ
入 居差別を禁止する条項を盛り込んだ
かしよう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

- 1 みんかんちんたいじゅうたく にゅうきょ かん がいこくじんなどたれ たい にゅうきょさべつ きんし じょうこう も こ
「民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。
- 2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓
発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1,2

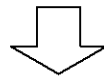
ねんど
2002年度 A

- 1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当
な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制
約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。
同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、
居
住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求め
川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅に
おける居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整
備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に
賛同する協力不動産店への登録を推進した。
また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を
実施した。
今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。
- 2

ねんど ていげん 1996年度・提言③

がいこくご こうほう じゅうじつ がいこくじんしみん む じょうほうこーなー せっち
外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。



1

ねんど
2002年度 A

- 1 1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。

2

ねんど
2003年度 A

- 2 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化し、今年度、配付する予定である。

3

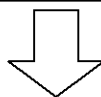
ねんど
2007年度 A

- 3 2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語資料について意見・要望を出しやすいようにした。
なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。
今後も外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取につとめていく。

1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

- 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。
- 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。
- 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



- 1 2002年度 A
- 国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001(平成13)年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

- 2,3 2005年度 A
- 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。
 - 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには
安定した在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改
善を法務大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

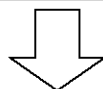
- (1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きにつ
いて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情 報
提供を積極的に行う。

2 基準の緩和

- (1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を
認め、あわせて、審査期間の短縮を図る。
- (2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年
であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。
- (3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていない
とされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知
り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。
- (4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出 入 国）の
趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和す
る。
- (5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

- (1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足
の要件等を明示する
- (2) 適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、
基準をみたす人には、申請者全員に付与する。
- (3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算す
る。



1.2.3

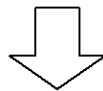
2002年度 A

1・2・3 毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今
後も、外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望してい
く。

1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



1 2002年度 A

- 2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。
2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。
また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

2 2003年度 A

- 神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。
また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないよう、加盟不動産店に対する指導を依頼した。
併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないよう団体への啓発を強化するよう働きかけた。

3 2002年度 A

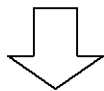
- 2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

1997年度・提言④

川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体とをメンバーを入れる。
- 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（通称；チェックリスト）を作成し、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1,2,3

2002年度 A

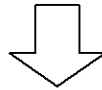
- 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会 の理事及び評議員への就任 と、国際交流協会 登録の民間交流 団体で構成する「民間交流 団体連絡協議会」の運営委員になることがある。
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議員については、2001年6月から外国人市民が就任している。
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかった。
- 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。
- 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（「相談窓口の御案内」）を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口配布した。
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達 外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1.2.3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後も職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

1998年度・提言②

外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、
外国人学校への助成について、文部大臣に働きかける。

- 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

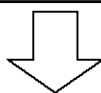
この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

[参考]

- 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験（入学）資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(98年6月)
 - 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。
- 同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1,2

2002年度 A

- 1・2 1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

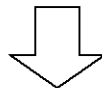
それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学 受験検定 及び中学校 卒業 程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 1 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 2 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



1

2011年度 B

- 1 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、今年も政令指定都市連名で厚生労働省に要望書を提出した。今後、できるだけ早急の実施されるよう、関係機関に働きかけていく。

2

2002年度 A

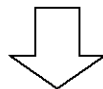
- 2 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。

今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

1998年度・提言④

外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」を推進する。(97年度提言の補足意見)

- 1 協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築する。
- 2 上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1,2,3

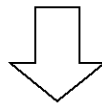
2002年度 A

- 1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。
2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、各団体のホームページへリンクできるようにした。
また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援、及び関係機関の情報交換を行っている。
- 2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されており、データベース化が図られている。
また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を図っている。
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するため、定期的な研修を行っている。
- 3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することになっている。理事については、これまでも外国人市民が就任しているが、評議員についても、2001年6月から外国人市民が就任している。

ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしや ちいきじゅうみん なら しみん たぶん かりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1 2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

2 2003年度 A

- 2 教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通した交流」などの学習会を行った。

3 2002年度 A

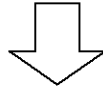
- 3 教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

1999^{ねんど}年度・提言^{ていげん}②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまど
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓
ぐち ひろ こうほう
口があることを広く広報する。

- 1 たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぼす たー さくせい ひろ さまざま
多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な
ばしょ がいこくじんし みんじょうほうこーなー なーせつ ちかしょ はじ がっこう こうきょうしせつ し ちょうない こうほうけいじ ばん どう
場所（外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等）
けいじ おお ひと こうほう
に掲示し、多くの人に広報すること。



1

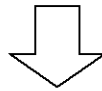
2002^{ねんど}年度 A

しみんせいかつかんけい ことくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん そうだん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する相談
まどぐち こうほう
窓口があることを広報するために、6言語（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル
ご すぺいんご ひょうじ ぼす たー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
語、スペイン語）で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん 1999年度・提言③

こくせき しゅうしょくもんだい ちゅうしん さべつ かいしゅう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 かわさきし しゅくいんにんよう かか こくせきじょうこう かんぜんてっぱい む さぎょう ちやくしゅ
川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 みんかんきぎょう しゅうろう さべつかいしゅう ろうどうじょうけんとう てきせいか けいはつ すいしん
民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1

ねんど
2011年度 B

- 1 たとし こくせきようけん にんよう かん うんようじょうきょう かくにん がいこくせきしゅくいん にんよう
他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について確認し、また、「外国籍職員の任用に
関する運用規程」第2章別表（公権力を行使する職務一覧表）については、今後、必要に
応じて改正を行う予定であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、
引き続き他都市の国籍要件等を確認していく。

2

ねんど
2002年度 A

- 2 がいこくじん さいようせんこう にゅうかんほうとう ていしよく はんい こくせき さべつ
外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されるこ
となく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパ
ンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者 や就労者への差別解消に
向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

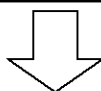
1999年度・提言④

外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1～5

2009年度 A

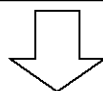
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実をはかっていく。

2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1,2,3

2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取り組みを通して、外国人の児童・生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

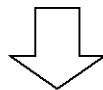
- 2,3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語・韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

2000年度・提言②

介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。
- 2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1,2,3

2002年度 A

- 1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。
今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。
- 2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5カ国語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。
- 3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

2001年度・提言①

学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者 派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接 児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

2006年度 A

1 従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学时健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6ヶ国語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会をつくっている。このなかで外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で 学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけたり、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなっているが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので（提言②）、それに対する取組として、継続的にすすめていく。

2 にほんご指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

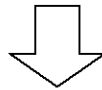
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

2001^{ねんど}年度・提言^{ていげん}②

外国人^{がいこくじん}が必要な時^{ひつよう}に必要な情報^{じょうほう}を得られるような体制^{たいせい}づくり
の推進^{すいしん}を図る^{はか}。

- 1 川崎市^{かわさきし}に転入^{てんにゅう}して間もない人等^{まひとなど}が、公的機関^{こうてききかん}の場所^{ばしょ}や法的義務^{ほうてきぎむ}等、最低限^{さいていげん}必要な情報^{じょうほう}を得られるような環境^{かんきょう}をつくる。
- 2 外国人^{がいこくじん}が地域^{ちいき}で生活^{せいかつ}する時に、必要な情報^{じょうほう}が得られ、外国人^{がいこくじん}の相談^{そうだん}に多言語^{たげんご}で対応^{たいおう}できるような情報^{じょうほう}システム^{しすてむ}を構築^{こうちく}する。



1,2

2005^{ねんど}年度 A

- 1 外国人市民代表者会議^{がいこくじんしみんだいひょうしあかいぎ}が編集・翻訳^{へんしゅう}した、窓口^{まどぐち}や問合せ先^{といあわ}のリスト「川崎市^{かわさきし}に住む外国人^{がいこくじん}の皆さん^{みなさん}へ」について、多言語^{たげんご}相談^{そうだん}の窓口^{まどぐち}やホームページ^{ほーむぺーじ}アドレス^{あどれす}等の情報^{じょうほう}を追加^{すうか}した改訂版^{かいていばん}を作成^{さくせい}し、各区役所^{かくくやくしょ}・支所^{ししょ}の外国人登録窓口^{がいこくじんとろくまどぐち}で確実に配布^{かくじつはいふ}することとした。
- 2 国際交流センター^{こくさいこうりゅうせんたー}において、多言語^{たげんご}の情報収集^{じょうほうしゅうしゅう}・提供^{ていきやう}及び外国人^{がいこくじん}の相談^{そうだん}に多言語^{たげんご}で対応^{たいおう}できる体制^{たいせい}をとっている。また、11月から業務^{ぎふ}を開始^{かいいし}する総合コンタクトセンター^{そうごうこんたくとせんたー}では、英語^{えいご}での問合せ^{といあわ}も受け付けるほか、ホームページ^{ほーむぺーじ}の「よくある質問^{よくあるしつもん}」でも英訳^{えいやく}情報^{じょうほう}を提供^{ていきやう}する。
外国人市民施策担当^{がいこくじんしみんしきくたんとう}のホームページ^{ほーむぺーじ}に、「川崎市^{かわさきし}の多言語^{たげんご}広報資料^{こうほうしりょう}一覧^{いちらん}」や「川崎市^{かわさきし}に住む外国人^{がいこくじん}の皆さん^{みなさん}へ」を掲載^{けいがい}するなど、外国人市民向け^{がいこくじんしみんむ}の多言語^{たげんご}情報^{じょうほう}ページ^{ぺーじ}の改善^{かいぜん}を行った。

2003年度・提言①

市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1

2008年度 A

- 1 2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。

2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。

また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

2

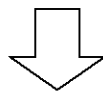
2006年度 A

- 2 在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

2003年度・提言②

外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立できるよう支援する。

- 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1,2

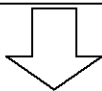
2011年度 B

- 総合教育センターの教育相談では、中学校へ編入するすべての生徒・保護者に対して多文化共生教育ネットワークかながわ編集の「公立高校入学のためのガイドブック（10言語）」に沿って、特別枠受験、費用などについて時間をかけ、説明の充実を図っている。
また、「日本語を母語としない中学生のための高校進学説明会」は個別相談に時間をかけられるように母語通訳を充実させる。今後は、編入時期や受験条件が多様化しているので、個別に相談できる機会を増やしていく必要がある。
また、多様な方法で保護者に情報が伝わるように工夫する必要があるとともに、日本語を母語としない中学生のための高校説明会の2回開催について、検討を行う。
- 2010年度に引き続き、外国人保護者会のない学校でも、担任がどのように外国人保護者と関係を作っていくべきか具体的な方法や実践例を紹介するため「帰国・外国人児童生徒指導の手引き」をウェブページより、ダウンロードできるようにし、新しく外国につながる児童生徒が編入する学校すべてに活用方法を送付した。また、文部科学省の「外国人児童生徒受入れの手引き」の冊子への編成に携わり、外国人保護者会を設置できない学校でどのように保護者を支援していくかを示した内容の編成を進め、初めて日本語指導を必要とする帰国外国人児童生徒の学校に配布し、受入れの推進整備を図った。

2003年度・提言③

外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できる
よう、川崎市が住民投票制度を創設する際に外国人市民
も参加できるようにする。

- 1 住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1,2

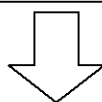
2008年度 A

- 1、2 制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的に投票資格者名簿へ登録する方法としている。
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月1日に同条例を施行する。

2003年度・提言④

外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 2008年度 A

- 1 2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取り組みの結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 2005年度 A

- 2 全国公営住宅管理協議会 関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を行った。

3 2008年度 A

- 3 2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

ねんど ていげん 2003年度・提言 ⑤

ねんぎん だったいいちじぎん せいど かいぜん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- 1 だったいいちじぎん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいぜん
脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- 2 だったいいちじぎん しきゅうりつ
脱退一時金の支給率をあげる。



1,2

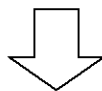
ねんど
2011年度 B

- 1、2 こんねんど せいれいしていと し こくほ ねんぎんしゅかんぶかちょうかいぎ つう こうせいろうどうしやう
今年度も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に
だったいいちじぎん きかんせっていおよ しきゅうりつ みなお ようほうしよ ていしゅつ
脱退一時金の期間設定及び支給率の見直しをもとめる「要望書」を提出した。
こんご ひ つづ せいどかいせい こうせいろうどうしやう はたら おこな
今後も、引き続き、制度改正について、厚生労働省に働きかけを行ってい
く。

2005年度・提言①

日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 1 生活言語（日常生活に必要な日本語）だけでなく、学習言語（学習に必要な日本語）が学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 2 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1,2

2011年度 B

- 1 学習言語習得には、5年かかるといわれる中で、年間200名程度の児童生徒が初期の日本語指導を必要としており、また、一人一人が必要な学習支援の内容についても、学年年齢、滞在国での教育歴によって多様である。

そこで、日本語指導等協力者事業の予算増額とともに、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を12校の中学校で実施している。

学習支援の教材については、文部科学省や各市町村の情報を「帰国外国人児童生徒指導の手引き」を通して、各学校に配布及びHPで情報提供を行っている。

また、文部科学省HP「カスタネット」を日本語指導等協力者の研修会で紹介をした。

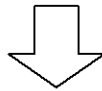
- 2 日本語指導等協力者事業の予算を増額し、12校の中学校へ学習支援員を派遣して3年生の学習支援を実施している。また、川崎区のふれあい館「学習サポート教室かわさき」と連携し、学年年齢を超えて、母国語義務教育を修了した生徒への学習支援に繋げている。

今後については、日本語地域連絡会議・川崎市外国人教育連絡会議を合同で開催し、各区の学校、教育委員会、区役所の生涯学習課などの行政各機関が情報交換を行い、新しい学習支援のモデルを継続的に検討していく。

ねんど ていげん 2005年度・提言②

がいこくじんし みん にほんじんし みん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくって
くために、がいこくじんし みん しせいさんか いっそうすいしん
くために、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- 1 がいこくじんし みん はぼろ ふんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゅしんぎ かいどう
外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等
さんか かんきょうせい いひ つと
に参加しやすくするなど、環境整備に努める。
- 2 がいこくじんし みん ちほうさんせいけんじつげん む くに はたら つと
外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1,2

ねんど
2011年度 B

- 1 じんけん だんじょきょうどうさんかくすいしんれんらくかいががいこくじんしみんせんもんぶかい しんぎかいとう
人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民専門部会において、審議会等へ外国人市
さんか かんきょうせい いひ よ こうほう たんとくしゃかいぎ がいこくじんし みん
民が参加できるよう環境整備を呼びかけるとともに、広報の担当者会議で「外国人市民
む こうほう かんが かた とう せつめい おこな がいこくじんし みん しせいさんか すす
向け広報の考え方」等の説明を行い、外国人市民の市政参加を進めるため、広報・
こうちやう はいりょ よ
公聴についての配慮を呼びかけた。

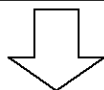
また、しせいさんか じゅうよう しゅだん だいひょうしゃかいぎ じ き だいひょうしゃ し みん
また、市政参加の重要な手段である代表者会議の次期代表者募集については、市民
かん しきじがっきゅう だいひょうしゃ ほうもん ちやくせつせつめい たいしやうしゃ ぜんせたい ぼしゅうあんない
館の識字学級に代表者と訪問して直接説明をしたり、対象者のいる全世帯に募集案内
を送付した。

- 2 がいこくじんし みん ちほうさんせいけん こっかい どうこう かくじちたい とりくみとうじやうほう しゅうしゅう
外国人市民の地方参政権について、国会の動向や各自治体の取組等情報 収集 に
つと
努めていく。

2005年度・提言③

外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、
情報の提供方法について見直しを行う。

- 1 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 3 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1,2

2011年度 B

- 1 人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民専門部会におけるワーキンググループでの検討の結果、「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を4月1日付けで一部改正した。この改正により、多言語広報を行う場合の標準言語にタガログ語が追加され5言語から6言語に増え、日本語の広報資料についても平易で分かりやすい表現にすることが盛り込まれた。これらにより、今後、外国人市民情報コーナーの充実を
- 2 2011年度版として「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を一部改訂し、各区からの追加送付依頼に基づき、送付している。また、ホームページ上でも公開し、広く利用できるようにしている。なお、4月1日付けで改正した「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」において「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の補充について明記し、補充が円滑に行われるよう整備した。今後、区役所において配布が続けられるように取り組んでいく。

3

2007年度 A

- 3 2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3か国語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後もより多くの外国人市民に利用されるように、広報してゆく。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ①

にほんごを母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていただくための様々な支援を行う。



1,2,3

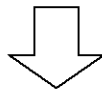
ねんど
2011年度 B

- 1 今年度も、日本語指導等協力者派遣制度を充実させるため、予算を増額し、初期の日本語指導ですべての児童生徒に1回2時間72回の指導を保障した。また、中学3年生の学習支援を同事業の中で実施し、12校の中学校へ学習支援員を派遣して学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など)を実施した。
近年、中学2・3年生における編入が増加しており、特に中学3年生においては学年下げなどで、できるだけ義務教育を長く受けられるように配慮している。しかし、日本語が全く話せない状況から1~2年で高校受験をしなければならず、保護者・本人、
2 中学校へ編入する保護者・本人には、面接時に必ず高校受験について説明をし、必要に応じて多文化共生ネットワークかながわで作成している多言語の高校受験の説明を配布している。また、「帰国・外国人児童生徒指導の手引き」にも高校受験の内容(ルビふり)を掲載して、ダウンロードできるようになった。日本語を母語としない中学生と保護者のための高等学校進学説明会に関しては、個別相談に時間をかけられるように母語通訳の増員を図った。個々の生徒によって受験資格や特別な受験の申し
3 高等学校定時制において、総合教育センターから派遣する日本語指導等協力者登録者が
が生徒の実情を把握し、学習支援を行う必要があるか話し合った。
高等学校に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは高まっているため、新しい支援のシステムについて検討する必要がある。

2007年度・提言②

日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないような体制づくりをすすめる。

- 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字（ピクトグラム）を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1,2

2008年度 A

- 「地震に自信（緊急時の対応ガイド）」（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版）を各区役所やイベント時に配布。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008（平成20）年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するにあたって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

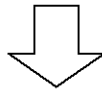
- 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、すみやかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

ねんど ていげん 2007年度・提言 ③

市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でない外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

- 1 どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準（スタンダード）を設定する。
- 2 庁舎内の案内表示を多言語にしたりルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう配慮する。
- 3 多言語以外にもイラストや絵文字（ピクトグラム）等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、提供する。



1

ねんど
2011年度 B

2011年度版の「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を各区からの追加送付依頼に基づき、配布している。また、ホームページ上でも公開し、広く利用できるようにしている。なお、4月1日付けで改正した「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」において「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の補充について明記し、補充が円滑に行われるよう整備した。今後も区役所において配布が続けられるように取り組んでいく。

2,3

ねんど
2008年度 A

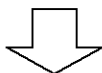
6言語による用語データ集 及び案内文集、「外国人市民情報コーナー（6言語表記＋「i」）及び「総合案内・受付（6言語表記＋「？」）」の案内表示板（A3判）を作成し、各区役所・支所に配布した。引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

ねんど ていげん 2009年度・提言 ①

がいにくにつながる子どもたち[※]にこうとうがっこうしんがくしえんじゆう
外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充
じつ
実させる。

- 1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。
- 2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]がいにくせきこ およ こくさいけっこんかていこ がいにくせいちょう こ とう がいにく はいけい もち こ
[※]外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこ



1,2

ねんど
2011年度 B

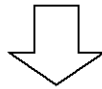
- 1 今年度も、中学3年生の学習支援（定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など）を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、12校の中学校へ学習支援員を派遣した。
近年、中学2・3年生における編入が増加しており、特に中学3年生においては学年下げなどで、できるだけ義務教育を長く受けられるように配慮している。しかし、日本語が全く話せない状況から1～2年で高校受験をしなければならず、保護者・本人、受け入れ学校においてもたいへん厳しい課題がある。
- 2 現在、市立高等学校においては、特別募集を実施していない。また、市内の県立高等学校において在県外国人等特別募集が実施されていないことから、市内での実施と特別募集の募集定員増に向けて、県教育委員会と協議を行った。今後も、全県的な在県外国人等特別募集の拡充と川崎市域での実施について、県教育委員会へ働きかけを行っていく。
さらに、特別募集の制度や海外からの移住者等を保護者とする志願者に対する受検方法の申請手続きについて周知を行っていく。

2009年度・提言②

小・中学校における多文化理解教育の充実

- 1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。
- 2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につながる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] 外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育んでいくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1,2

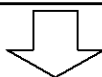
2011年度 B

- 1 人権尊重教育実践集録を作成しており、その中で民族文化講師ふれあい事業交流会で実践発表した学校の取組を紹介し、各学校に配布している。本年度も民族文化講師ふれあい事業の交流会を実施し、実践の紹介や各学校ごとの情報交換を行い、実践集録に掲載する予定である。
- 2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を進めている。「様々な授業の中で文化や言語等を取り入れ学ぶことにより、互いの文化を理解することにつながった」、「自分の文化にふれて自信が持てるようになった」との声もあった。また、各学校のカリキュラムにしたがって、教科や総合的な学習の時間等に取り組んでいる学校もある。教職員の研修等でも人権尊重教育、多文化共生をめざす教育の推進に今後も取り組んでいく。

2009年度・提言③

外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1

2011年度 B

【総務局において担当】

医療に関する相談件数は増加傾向にあり、関係機関との連携を深めるとともに、医療通訳専門のコーディネーターを講師とする実践的な職場研修を実施し、関係する職員や相談ボランティア希望者等の専門知識の習得を図っていく。今後は、課題等について整理・検討し、医師会等の関係機関とも協議しながら効果的な支援ができるように努めていく。

【市民・こども局において担当】

「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会」及び「医療通訳派遣システム事業運営委員会」に参加し、システムの充実に向けた情報収集を行っている。

2

2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

【健康福祉局において担当】

神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も神奈川県や県内他市町村とも連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

2011年度 A

【病院局において担当】

市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人への円滑な対応に努めた。また、今年度から川崎病院に加えて、新たに井田病院及び多摩病院が、かながわ医療通訳派遣システム事業に参加し、必要に応じて医療通訳者が派遣されている。なお、付き添い者を伴っての受診も可能である。

今後も、各病院において外国人への円滑な対応に努めるとともに、井田病院の改築にあわせて院内表示の多言語化に取り組み、引き続き外国人が受診しやすい環境整備に取り組む。

2011年度 B

2009年度・提言④

外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識
を持った人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国
- 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1,2

2011年度 B

1 【総務局において担当】

市町村職員中央研修所の実施する「多文化共生の地域づくりコース」の研修に職員を派遣し、多文化共生社会を構築するための知識の習得を図った。また、階層別研修において、人権に係る講義を実施し、市職員の人権意識の向上を図った。

国際交流協会では、多様化する相談ニーズに対応するため、国・県等の公的機関、日本司法支援センター（法テラス）・行政書士等の関連機関との連携に基づき研修に参加し、実効性ある相談事業を実施できるよう目指している。また、法テラスと「通訳サービス提供に関する覚書」を締結し法律に関する連携機関との関係を強化した。今後、計画的に専門知識の習得やカウンセリング能力を向上する実践的な研修を推進する。

【市民・こども局において担当】

全市的な市民活動支援施策については、「かわさき市民活動センター」で実施し、その施策の一つとして、市民活動団体の職員（在日）外国人支援を行う市民活動団体の職員も含むを対象とした市民活動を支援するための講座を実施している。

今後、外国人市民からの相談内容に加わると想定される外国人登録法の廃止に伴う行政サービスや手続きの変更について、各局区に照会を行い情報収集をし、その対応策を検討するよう依頼した。

また、複雑化する相談へのサポート体制について、平成23年度9都県市外国人相談企画研究会で意見交換を行った。今後は、他都市の取り組み状況を整理・検討し、効果的な人材の養成、人材の把握ができるように努めるとともに、人材の活用の方策について検討していく。

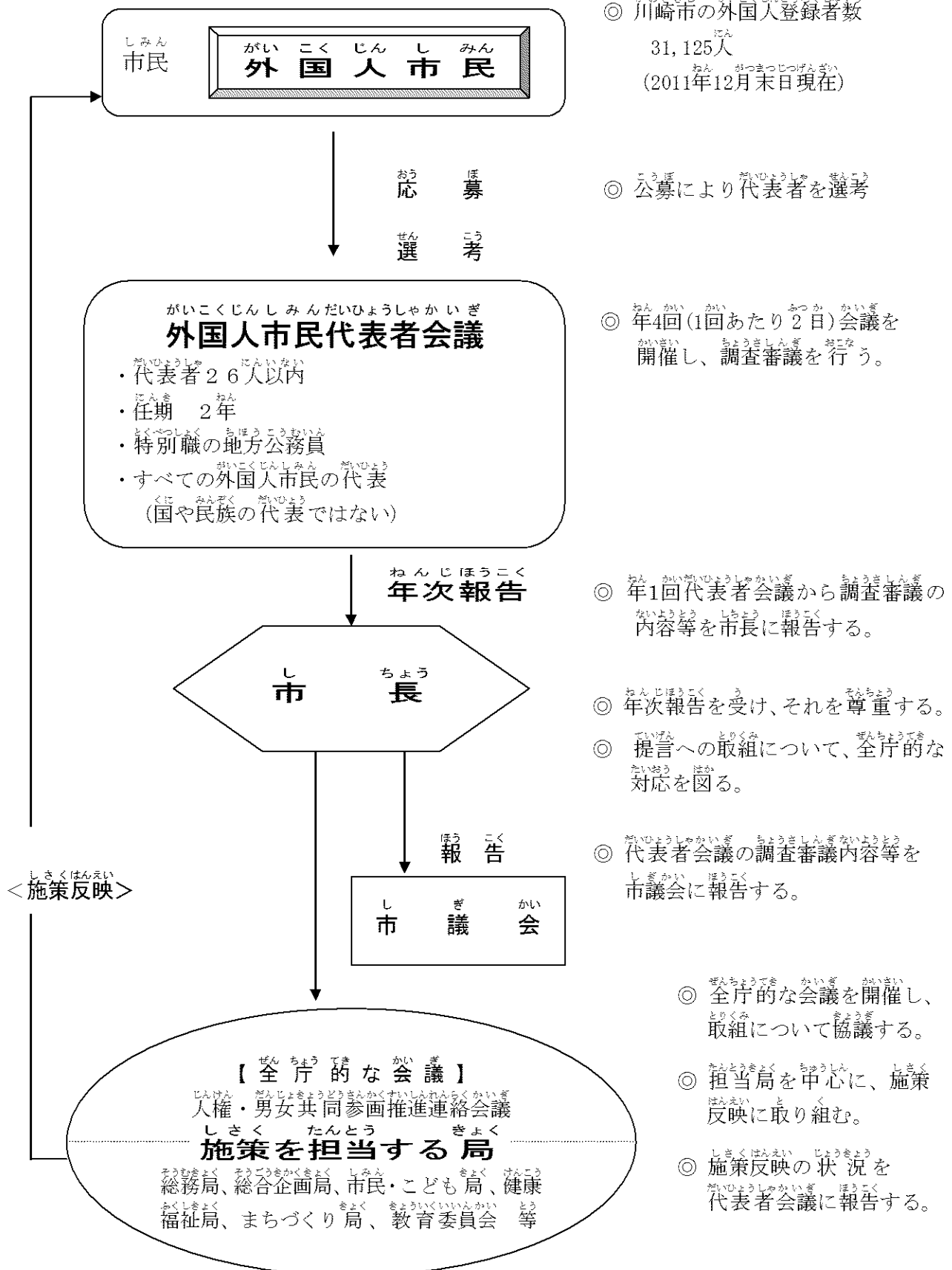
2 今後、外国人市民からの相談内容に加わると想定される外国人登録法の廃止に伴う行政サービスや手続きの変更について、各局区に照会を行い情報収集をし、その対応策を検討するよう依頼した。

また、複雑化する相談へのサポート体制について、平成23年度9都県市外国人相談企画研究会で意見交換を行った。今後は、他都市の取り組み状況を整理・検討し、効果的な人材の養成、人材の把握ができるように努めるとともに、人材の活用の方策について検討していく。

4

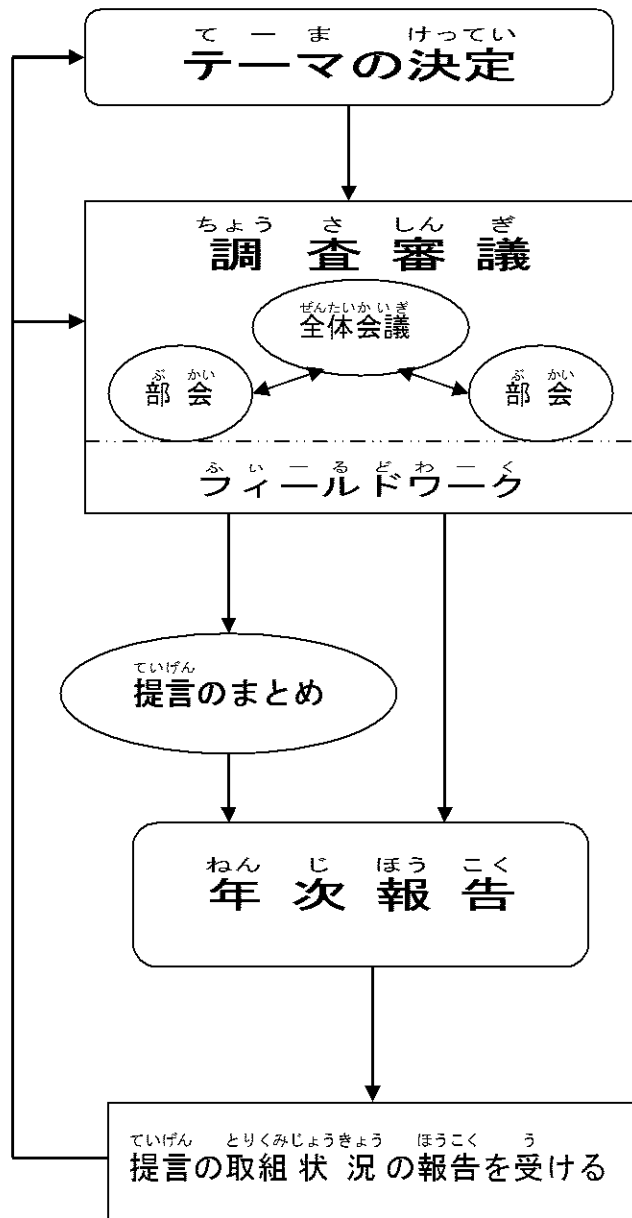
外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議の報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎ 何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎ テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎ 部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎ 会議外でフィールドワークを実施し、調査審議に活かす。

◎ 調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎ 提言及び調査審議内容や活動状況等を市長に報告する。

◎ 市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎ 提言の取組状況が代表者会議に報告される。

◎ 取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

〔事務局〕 市民・こども局 人権・男女共同参画室

* 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成

* 関係局等との調整及び連携

* 他都市等の情報収集及び情報提供

5 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 本市の区域内において外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により引き続き1年以上登録していること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

いいんちようおよ ふくいんちよう
(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

ぶかい
(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

かいぎ
(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

かいぎ かいさい
(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

しりよう ていしゆつとう
(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

ほうこくとう
(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

しよむ
(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

いにん
(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

にんきとう とくれい
(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわら

ず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の使用言語)

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

(正副議長会議)

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

(部会の設置)

第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催
することができる。

きんきゅう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひょうしゃ ぶん いじょう もの かいぎ ふ ぎ あんけん しめ かいぎ せいきゅう
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちょう ていしゆつ かいぎ けいかとう がいよう しる できるく
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちょう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けつかがよ いけんとう
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を
ないよう しょうめん おこな
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで
(解雇の申出)

だい じょう がいんちょう だいひょうしゃ つぎ かくごう がいとう しちょう もう で
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしょう た じゆう しょくむ すいこう た おも
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しょくむじよう ぎ むいはん
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう だいひょうしゃ けつていん しょう ばあい がいんちょう かいぎ はか ほじゅう しちょう もう で
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出る
ことができる。

いにん
(委任)

だい じょう しょうこう さだ ひつよう じこう かいぎ がいんちょう かいぎ はか さだ
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく
(附則)

しょうこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく
(附則)

しょうこう へいせい ねん がつつ か しこう
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく
(附則)

しょうこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきし がいこくじんし みんだいひょうしゃかい ぎだいひょうしゃせんになんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう しょうこう かわさきし がいこく じん しみん だいひょうしゃ かいぎ じょうれい へいせい ねんかわさき し じょうれいだい ごう いか
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者
いか だいひょうしゃ せんじん ひつよう じこう さだ
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。

だいいひようしゃせんこう いいん かい せっち
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう だいひようしゃ せんこう せんにん かわさきし がいくじん しみん だいいひようしゃ かいぎ だいいひようしゃせんこう いいん かい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと
する。

だいいひようしゃ はいぶん
(代表者の配分)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいいひようしゃ にん いなん はいぶん つぎ かくごう おこな
第3条 条例第4条に基づく代表者26人以内の配分は、次の各号により行う。

ほんし がいくじんとうろくしゃすう にんいじょう くに にん がいくじんとうろくしゃすう ひれい
(1) 本市の外国人登録者数1,000人以上の国に10人を、その外国人登録者数に比例し
て配分する。

こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゆつ ちいきくぶん もと ちいき にん むこくせきしゃ みく
(2) 国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域に16人(無国籍者を含
む。)を配分する。その配分の内訳はアジア地域に3人以上、その他の4地域に各1人以上
とする。

ぜんこう きてい はいぶんすう たい おうぼすう み また おうぼしゃ せんこうきじゅん み
2 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさ
ないときは、その都度協議するものとする。

だいいひようしゃ ぼしゅう
(代表者の募集)

だい じょう だいいひようしゃ ぼしゅう こうぼ おこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

ぼしゅう がいくじん しみん だいいひようしゃ かいぎ だいいひようしゃ おうぼ しんせいしよ だい ごうようしき おこな
2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

だいいひようしゃ せんこうきじゅん
(代表者の選考基準)

だい じょう だいいひようしゃせんこう いいん かい だいいひようしゃ せんこう おうぼしゃ にほんご かいわ のうりよく ほか
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考にあたっては、応募者の日本語会話能力の他
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を
考慮して選考する。

ぜんこう さだ だいいひようしゃせんこう いいん かい だんじょ きんこう ちいき ねんれいとう てきせつ
2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切
な配慮をするものとする。

きじゅん び
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごう がいくじんとうろくしゃすう だいいひようしゃ せんいん とし がつついたち がいくじん
第6条 第3条第1項第1号の外国人登録者数は、代表者を選任する年の1月1日の外国人
登録者数を用いる。

まん さいおよ しない ざいじゅう ねんいじょう ようけん きじゅんび だいいひようしゃ かいせん とし がつついたち
2 満18歳及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の改選の年の4月1日とする。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいいひようしゃせんこう いいん かい ほか しみん
第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表者選考委員会に諮って市民・こ
ども局長が定める。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

きじゅん び とくれい
(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、
第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及
び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日
とする。

だいひょうしゃ せんこう かい じんき
(代表者 選考 委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

あ ぞく
附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいひょうしゃ かいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう 川崎市外国人市民 代表者 会議 代表者 選考委員会設置 要領

もくてきおよ せっち
(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

しよしやう じこう
(所掌事項)

第2条 選考委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 要綱に基づく代表者会議の代表者の選考
- (2) 選考結果の市長への報告
- (3) 代表者の募集に係わる事項に関すること。
- (4) 代表者会議における代表者の活動 状況 等に関すること。

せんこう かい せいしき
(選考委員会の組織)

第3条 選考委員会の委員は5人以内で組織する。

2 委員は、外国人市民に関して見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 選考委員会の委員の任期は、2年以内とする。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会は、その職務を行うため、必要と認めるときは、関係者から資料の提出若しくは説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、市民・子ども局人権・男女共同参画室に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民・子ども局長が定める。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

川崎市外国人市民施策専門調査員設置要綱

(趣旨)

第1条 川崎市における外国人市民施策の円滑な推進を図るため、市民・子ども局人権・男女共同参画室に勤務する非常勤嘱託員について必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 非常勤嘱託員の名称は、川崎市外国人市民施策専門調査員（以下「専門調査員」と

いう。)とする。

(身分)

第3条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

(職務)

第4条 専門調査員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人市民代表者会議の調査審議資料の作成に関すること。
- (2) 外国人市民代表者会議の運営補助に関すること。
- (3) 外国人市民施策に関する調査及び資料作成に関すること。
- (4) その他命じられた事項

(定数)

第5条 専門調査員の定数は、1人とする。

(任用及び任用期間)

第6条 専門調査員は、外国人市民施策に係る専門的な知識経験を有する者のうちから市長が任命する。

(中 略)

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

へん しゅう かわさき し がいこくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
編 集 : 川崎市外国人市民代 表 者会議

へいせい ねん がつ
2012 (平成24) 年 3月

はっ こう かわさき し し 民 きょくじんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
発 行 : 川崎市市民・こども局 人権・男女 共同参画室

かわさきしかわさきくみやもとちょう (ぼん ち
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2359 FAX 044-200-3914

<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/gaikoku/index.htm>